

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

平成23年9月7日（第1日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成23年第3回平泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成23年5月分から7月分までの現金出納検査、平成23年度7月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

次に、閉会中の報告事項については、印刷してお手元に配布したとおりですので、ご了承ください。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（青木幸保君）

続いて、一部事務組合議会議員から一関地区広域行政組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会議員、石川章議員。

5番、石川章議員。

5 番（石川章君）

一関地区広域行政組合議会報告をいたします。

案件が多岐にわたってございますので、端折ってご報告いたしますので、お許し願います。

当議会から阿部正人議員と私、石川章が出席しております。

諸報告の26ページの裏をご覧いただきたいと思っております。

第15回一関地区広域行政組合議会臨時会が、平成23年6月28日、午前10時、一関市役所議場にて開催されました。

付議事件は、（1）報告第2号、事故繰越しの使用について、（2）認第1号、専決処分について、（3）議案第4号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、（4）議案第5号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてでございます。議案第5号は、藤沢町が一関市に合併することによっての案件でございます。

それから、報告第2号につきましては、東日本大震災による事業が遅延したためでございます。  
以下、詳細につきましては、お目通しを願いたいと思います。

次に、37ページをお開きいただきたいと思います。

第16回一関地区広域行政組合議会定例会が、平成23年8月10日から平成23年8月12日の3日間、一関市役所議場にて開催されました。

付議事件として、(1)認第2号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、(2)認第3号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、(3)議案第6号、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定について、(4)議案第7号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)、(5)議案第8号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上、認定案件2件、議案案件3件、計5件が審議され、全て可決決定されております。

それでは、38ページをお開きください。

歳入歳出決算書でございますが、平成22年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書の要点のみを報告いたします。

38ページの裏をお開きください。

まず、平成22年度一般会計、特別会計歳入歳出決算書の会計別総括表で決算額のみを報告いたします。

まず歳入でございますが、一般会計27億3,950万220円、介護保険特別会計事業勘定119億8,219万83円、介護保険特別会計サービス勘定5,359万3,679円、合計で147億7,528万3,982円でございます。

次に歳出でございますが、一般会計26億3,044万7,435円、介護保険特別会計事業勘定117億3,493万5,247円、介護保険特別会計サービス勘定4,862万9,310円、歳出合計144億1,401万1,992円でございます。差引残額が合計で3億6,127万1,990円となっております。

それから、39ページをお開き願いたいと思います。

認第2号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

40ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入ですが、款項同額の場合は項で報告いたしますので、よろしく申し上げます。

1款分担金及び負担金22億750万2,000円、1項分担金15億3,877万7,000円、2項負担金6億6,872万5,000円。2款使用料及び手数料2億3,134万7,032円、1項使用料3,481万1,500円、2項手数料1億9,653万5,532円。3款財産収入7,238万5,467円、これは自動販売機とか電柱敷地料が含まれております。1項財産運用収入779万4,428円、これはアルミ、スチール、紙などの販売金額でございます。2項財産売却収入6,459万1,039円。4款寄附金はゼロでございます。5款繰入金4,598万3,481円、1項基金繰入金3,721万7,000円、2項特別会計繰入金876万6,481円。6款繰越金1億238万275円。7款1項組合預金利子28万6,031円、2項雑入620万5,934円、3項受託

事業収入591万円。8款1項組合債6,750万円。歳入合計27億3,950万220円。

次に歳出を報告いたします。

1款議会費、1項議会費116万5,537円。2款総務費1億4,432万3,128円、1項総務管理費1億4,419万6,970円、2項監査委員費12万6,158円。3款衛生費18億1,040万1,557円、1項衛生総務費4,638万6,288円、これにはごみ処理カレンダーが5万9,000部が含まれております。2項火葬場管理費6,108万985円、これには火葬炉の燃料費17万8,536リットルが含まれております。3項ごみ処理費13億2,454万2,762円、4項し尿処理費3億7,839万1,522円。4款1項公債費6億7,455万7,213円。5款1項予備費はゼロでございます、歳出合計26億3,044万7,435円。歳入歳出差引残額が1億905万2,785円でございます。

次に48ページをお開き願います。

認第3号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

49ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書を朗読をもって説明に代えさせていただきます。

款項が同額の場合は項の額で申し上げます。

それでは、まず歳入の方を報告いたします。1款保険料、1項保険料17億6,714万6,500円でございます。2款分担金及び負担金、1項分担金16億8,003万3,000円でございます。3款使用料及び手数料、1項手数料15万1,500円。4款国庫支出金29億139万6,173円、1項国庫負担金19億1,162万3,173円、2項国庫補助金9億8,977万3,000円。5款支払基金交付金、1項支払基金交付金33億2,995万1,113円。6款県支出金17億683万4,560円、1項県負担金16億3,501万7,995円、2項財政安定化基金支出金ゼロ、3項県補助金7,181万6,565円。7款財産収入、1項財産運用収入323万9,112円。8款繰入金2億9,377万5,760円、1項介護給付費準備基金繰入金2億6,715万8,000円、2項サービス勘定繰入金ゼロでございます。3項介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金2,661万7,760円。9款繰越金、1項繰越金2億9,602万9,555円。10款諸収入363万2,810円、1項延滞金、加算金及び過料51万4,500円、2項雑入311万8,310円。歳入合計119億8,219万83円。

以上でございます。

次に歳出でございますが、1款総務費2億4,355万5,463円、1項総務管理費1億3,868万11円、2項賦課徴収費232万1,213円、3項認定審査費1億255万4,239円。2款保険給付費、1項介護サービス費109億6,590万1,934円。3款基金積立金、1項基金積立金2億1,461万8,512円。4款地域支援事業費2億2,089万1,559円、1項介護予防事業費6,537万7,858円、2項包括的支援等事業費1億5,551万3,701円。5款公債費、1項公債費ゼロでございます。6款諸支出金、1項諸支出金8,996万7,779円、2項サービス勘定繰出金ゼロでございます。7款予備費、1項予備費ゼロでございます。歳出合計117億3,493万5,247円。歳入歳出差引残額は2億4,725万4,836円となっております。

次に、50ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計（サービス勘定）歳入歳出決算でございます。

まず歳入でございます。1款サービス収入、1項予防給付費収入4,476万4,500円。2款繰入金、1項事業勘定繰入金はゼロでございました。それから3款繰越金、1項繰越金876万6,481円。4款諸収入、1項雑入6万2,698円。歳入合計5,359万3,679円でございます。

次に歳出でございます。

50ページの裏をお願いいたします。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費3,986万2,829円。2款諸支出金、1項繰出金876万6,481円。3款予備費、1項予備費ゼロでございます。歳出合計4,862万9,310円。歳入歳出差引残額が496万4,369円でございます。

次に、88ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号、東日本大震災の被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の制定でございます。

この案件につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。

それから、90ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号、平成23年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成23年度一関地区広域行政組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,254万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,636万円とするものでございます。

次に、91ページをお開き願いたいと思います。

議案第8号、平成23年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成23年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,661万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億3,732万1,000円とし、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,804万8,000円とするものでございます。

以上、端折ってご説明申し上げましたが、あとはお目通しをお願いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

これで一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を願います。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、6月12日以降の行政報告をさせていただきます。

6月12日、ふるさと平泉会が東京の浅草ビューホテルで行われまして、参加者は会員82名、

そのほか何名か会員以外の方も出席させていただいておりますが、来賓等も含め97名の参加で盛大に行われまして、特に今年は観光大使である金澤未咲さんの歌をご披露していただいたところでございます。

6月16日、第2回内陸部市町村と県との会議がございまして、これは沿岸市町村の復興計画の取りまとめをするという段階での各市町村長さん方からのご意見をいただくという会議でございました。

6月18日から7月1日、世界遺産委員会、これはフランスのパリで行われまして、初日から最終日の29日まで会議に出席をさせていただきました。パリ時間で25日の午後5時50分に平泉の文化遺産が決定をしたところで、直ちに町の方に電話で報告をしたところでございます。

ちょっととびまして、7月1日、国土交通省に平泉ナンバーの要望を行ったところで、直接国土交通大臣の方に要望書を提出したところでございます。

翌2日、世界遺産登録決議町民報告会、平泉駅前で行いまして、宮舘副知事と来賓の方々に出席をいただいて、盛大に開催をしたところでございます。

7月3日、平泉文化遺産登録・東北復興祈願金色堂参拝ということで、この時は知事においていただきまして、子供たちと一緒に平泉宣言を行い、その後、金色堂へ報告と祈願、参拝をさせていただきます。

7月8日、5区のまちづくり地域懇談会、今年度初めての懇談会がございまして、それぞれの地域課題について、行政、団体の要請に基づいて、町の方で出向いて懇談をするということの第1回目の地域懇談会がございました。

7月11日、フタバ産業の杉木常務さんがおいでになりまして、世界遺産登録へのお祝い金を届けていただいたところでございます。

7月14日、ユネスコ文化担当事務局長補の方が平泉においでいただきました。いずれ、パリで行われました世界遺産委員会で同席していた方でございまして、事務局のナンバー2という方がおいでをいただきまして、平泉を視察をしていただきました。

同じ日、全国史跡整備市町村連絡協議会東北地区協議会が秋田で行われまして、それぞれ支援をしていただいた東北の市町村長さん方に御礼を申し上げたところでございます。

翌15日、小岩井乳業の表敬訪問ということで、県庁で知事と同席をして、新たに商品を開発して、その売上金を世界遺産の方にいただくというふうなところでのお話をいただいたところでございまして、7月19日、同じような形でみちのくコカ・コーラボトリングの方でも売上金の一部を寄付したいということ、あとはちょっととびますけれども、8月20日に、この中に入っておりますが、アサヒビールでも売上金の一部を寄付したいというお話もいただいているところでございます。

7月16日、平泉文化遺産号、これはJRの特別列車、平泉への直通列車を運行するというところで、出発式に仙台駅の方に出向いておりますし、この日、盛岡からの出発式がございまして、そちらの方には観光協会の方で出席をしているところでございます。

7月20日、平泉町の農業委員会の臨時総会がございまして、改選期に伴いまして委嘱状の交

付を行ったところでございます。

裏のページになります。

7月20日、第10回平泉文化遺産推薦書作成委員会、これは最後の委員会ということで私の方から委員の方々に御礼を申し上げたところでございます。

翌21日、全国観光地所在町村協議会の理事会がございました。この場でもそれぞれ名だたる観光地の首長さんがおいでいただきましたので、御礼を申し上げたところでございます。

その日に、江東区役所を訪問しまして、区長さんと懇談をして参りました。登録の報告並びに今後の交流のあり方について懇談をしてきたところでございます。

次に、8月1日でございます。岩手河川国道事務所への要望ということで、河川、道路についての要望を議会と一緒に行ったところございまして、その足で東北地方整備局にも要望したところでございます。

8月3日になります。これについても中央要望ということで国の方に要望して参りました。この時は一緒に放射能汚染の問題についてもそれぞれ内容を報告しながら要望をしたところでございます。

8月4日、陸上自衛隊岩手駐屯地表敬訪問ということで、岩手駐屯地の大隊長さんがお見えになりました。この時には今回の大震災における支援について御礼を申し上げましたし、今後、有事に際しての対応についてお願いをしたところでございます。

8月5日、岩手県要望、これは毎年行っているものでございまして、今年は奥州市の合同庁舎で振興局長へ15項目の要望を行ってきたところでございます。

翌6日、藤沢野焼きまつり、藤沢町として最後ということなので招待を受けまして、初めて見させていただきました。町ぐるみといたしますか、みんなで祭りをやっていたということで、大変感銘をして帰ってきたところでございます。

次のページになります。

8月11日、松島町長がおいでをいただきまして、被害報告を受け、その後、広域観光の連携についてお話をさせていただいたところでございます。

8月12日、毛越寺庭園整備指導委員会、これは地震で毛越寺庭園内の立石が傾いたということで、その対応についてのご指導をいただくということで指導委員会を開催していただいたところでございます。

8月15日、平泉町成人式が文化遺産センターで行われまして、74人の新しい成人の方々に激励のごあいさつをしてきたところでございます。

8月16日、大文字送り火法火分火式並びに法要、そして法灯へということで、今回は大文字送り火に被災家屋の一部を火どこに入れ、そして新たに法灯会を毛越寺さんの方で開催して、それぞれ鎮魂を行ったと、法要等を行ったということでございます。あと夢灯りが町内の道路に並べていただきまして、大変厳かなといたしますか、幽玄的な行事になったというふうに思っております。

8月21日、平泉町の消防操法競技会が行われまして、各分団の日頃の訓練をご披露していた

できました。

8月24、25日と関西の方に出張しまして、地方自治法施行60周年記念の硬貨を、今回、岩手が当番ということで議長と一緒に打ち初め式の方に出席をさせていただきました。500円と1,000円、1,000円については大変きれいな絵柄になっていたということで、近々それぞれ注文等を行うというふうなことを聞いております。その折に宇治市、京都市のそれぞれの市長さんに表敬訪問しておりますし、田辺市につきましては私も就任してからごあいさつをしていなかったもので、25日に市長さん、議長さんの方にごあいさつをしてきたところでございます。なお、今回の台風12号で、昨日、電話を差し上げましたが、まだ落ち着いている状況ではないということで、副市長さんと私はお話をしましたが、今後、支援することがあればということでお話をしたところでございます。落ち着いてから電話を差し上げますというふうなお話をいただいたところでございます。

8月27日、農産物等直売所連絡会合同販売会、これ初めて柳之御所資料館の向かいの駐車場で開催をさせていただきました。これは道の駅のつながる、まず試験的なものということでございますが、何度か開催してみたいというふうに考えているところでございます。

8月29日、世界遺産登録御礼挨拶まわりということで、この日から時間を見つけて、実は経済同友会の方々、登録推進に向けていろいろとご尽力していただいた企業、団体の方にごあいさつ回りをこの日からさせていただいているところでございます。

8月31日、平泉町産業文化祭実行委員会が行われまして、昨年からは産業祭りと芸術文化祭を分けて開催をしております、今年度も実行委員会の方で同様に産業祭りと芸術文化祭を分けて開催することに決定をしたところでございます。

9月3日、瀬戸内寂聴・中尊寺貫首公開対談ということで、実は世界遺産登録祈念というふうなこともありまして、私が実行委員会の会長としてごあいさつ申し上げました。大変多くの方、満席でした。1,200人の聴講の方々が見えられておりました。

裏のページになります。

9月3日、4日、恒例の水かけ神輿が、当初は7月の予定が9月というふうな形で開催をさせていただきます、残念ながら夕方に、前の日、3日は台風の影響で雨でして、一部行事を取りやめしましたが、いずれ多くの方々に参加をしていただき、次の日の神輿の方も、天気は良かったのですが、残念ながら観客の方が今少しだったなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、阿部正人議員及び4番、高橋幸喜議員を指名します。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布した会期日程表によりたいと思えますので、ご了承願います。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 3、請願第 5 号から日程第 4、請願第 6 号まで、請願 2 件を一括議題とします。

請願第 5 号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願及び請願第 6 号、灯油高騰への特別対応と福祉灯油を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

請願第 5 号について、ご説明をいたします。紹介議員は高橋幸喜議員、私、小松代智でございます。

次をお開き願いたいと思えます。

請願代表者は、平泉町体育協会、会長、佐藤二郎、それから平泉町スポーツ少年団本部、本部長、千葉浩昌。ほか、一番最後の方にありますが、24 団体が署名、捺印をしております。

朗読して説明に代えさせていただきます。

平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願。

要旨、平泉町立平泉体育館を早期に建設していただきたい。



理由、旧平泉町立平泉体育館が、平成22年3月末の耐震診断により耐震不足の診断がなされ、平成22年10月末までに取り壊しがされました。

その後、平成23年3月11日、4月7日の東日本大震災により、平泉中学校体育館、平泉町立長島体育館が被災し、使用中止となりました。

このような、町内の体育施設が圧倒的に不足した中で、各スポーツ団体等が体育施設の利用時間の確保に奔走しています。しかしながら、町内にはスポーツ少年団、平泉中学校クラブ活動、体育協会加盟の各競技団体、各種スポーツクラブ・同好会など数多くの団体があり、活動時間を制限され十分なスポーツ活動ができない状況にあります。

生涯スポーツは町民の健康増進と潤いのある生活を送るために不可欠なものです。

先般、第177回国会においてスポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日公布されました。その中で「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」ことが明記され、同法第12条で「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツを楽しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされています。

また、平泉町では、平泉町総合計画の基本目標「みんなが主役、人が輝く教育・文化・スポーツのまち」－生涯スポーツの振興－の中で、「それぞれの年齢・趣味・体力に応じ、生涯にわたりスポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、体育協会や各種スポーツ団体への支援、さらには、指導者の育成確保を図るとともに、町体育館の建設など社会体育施設の整備充実を図ります。」と明記されています。

平泉町の生涯スポーツの発展と町民の健康増進のため、また、各スポーツ団体等が十分にスポーツ活動ができるよう、平泉町立平泉体育館を早期に建設していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。十分にご審議をお願いします。

請願第6号、「灯油高騰への特別対応」と「福祉灯油」を求める請願書。紹介議員は私、小松代智でございます。

次をお聞き願いたいと思います。

「灯油高騰への特別対応」と「福祉灯油」を求める請願書。請願者は、岩手県生活協同組合連合会、会長理事、加藤善正、岩手県消費者団体連絡協議会、会長、高橋克公、いわて生活協同組合、理事長、飯塚明彦。

これも朗読して説明に代えさせていただきます。

請願趣旨、昨年秋に「1バーレル70ドル」だった原油はその後上昇し続け、現在は110ドルになり、さらに高騰の恐れがあります。このままでは今年も18リットル1缶1,800円～2,000円が懸念され、東日本大震災でくらしも地域経済も大変になっている中、このような異常な灯油価格ではこの冬を乗り越えられません。

灯油は、北国に暮らす私たちにとってなくてはならない生活必需品です。電力供給が減っている中、冬の暖房は灯油に頼らざるを得ません。しかし、昨年一冬の灯油代は、私たちの試算では

ここ10年間では2番目に高い8万4,000円以上もしました。10年前の実に2倍の負担額です。

原油高騰の原因は、「投機マネー」が主犯格だといわれており、欧米の政府が努力しているように、投機を抑えるための取引の透明化や取引高制限に日本政府も率先して努力する必要があります。また、石油元売会社の不透明な価格決めも、灯油価格を高くしています。在庫を削減し、それを理由に出荷規制や便乗値下が行われないう、政府は石油元売会社への監視を強化すべきです。

量についても心配です。石油元売会社は「なにかあったら製品輸入をするから大丈夫だ」と言っていて消費者からの備蓄不足の指摘を無視し、在庫を減らし続けてきました。政府も規制緩和をすすめ、石油元売会社への指導や監視から手を引き、灯油の供給に責任を持たなくなりました。今年3月の大震災の際の極端な灯油・ガソリン不足は、こうした背景にも一因があるのではないのでしょうか。行政の政治的責任、企業の社会的責任が発揮されなければ、私たち岩手県民は毎年灯油の高騰と量不足に右往左往しなければなりません。

灯油の値上げは、低所得者や零細中小企業、第一次産業などあらゆるところに影響します。特に東日本大震災により多くの県民が苦しんでおり、灯油に関しては例年とは違う救済策が必要です。今年こそ、ぜひ各市町村には「福祉灯油」の拡充・実施をお願いしたいと考えますし、その原資には国からの支援も必要と考えます。

つきましては、町として以下の実施をお願いいたします。

請願項目、1、地方自治法第99条に基づき、国に対して「灯油高騰への特別対策」を求める意見書を提出すること。①「福祉灯油」の拡充など、東日本大震災の被災者や低所得者、零細中小企業の救済となるように、緊急の支援対策を行うこと。②灯油高騰の要因となっている「原油への投機マネーの流入」について、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと。③灯油の安定的な量の確保と、適正価格に政府が責任をもつために、石油会社への監視や規制を強めること。在庫を削減することで出荷規制をしたり、灯油だけが他油種（ガソリンや軽油）より高い状況を作らせないう監視すること。

2、町として、社会的・経済的弱者への救済策としての、「福祉灯油」の実施を行うこと。

以上でございます。十分にご審議をよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願及び請願第6号、「灯油高騰への特別対応」と「福祉灯油」を求める請願についてについては、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

議 長（青木幸保君）

日程第 5、報告第 6 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案書 1 ページをお開き願います。

報告第 6 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告しようとするものでございます。

1 ページの裏をご覧ください。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。実質公債費比率は 18.2%、将来負担比率は 88.4%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計並びに下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上、ご報告とさせていただきます。

議 長（青木幸保君）

次に、監査委員から平成 2 2 年度財政健全化審査意見書並びに平成 2 2 年度経営健全化審査意見書について報告を求めます。

内藤代表監査委員。登壇の上ご報告願います。

内藤代表監査委員。

代表監査委員（内藤和雄君）

監査委員の内藤でございます。

あらかじめご配布の平成 2 2 年度平泉町財政健全化・経営健全化審査意見書をご準備いただきたいと思っております。

1 ページ、町長宛に報告の書面でございますけれども、平成 2 2 年度財政健全化審査意見書並びに平成 2 2 年度経営健全化審査意見書の提出についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町一般会計等に伴う健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法律第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町公営企業会計に伴う資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

3 ページでございます。

平成 2 2 年度財政健全化審査意見書。

記、1、審査の対象、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の期間、平成23年8月17日から平成23年8月19日まで行いました。

3、審査の方法、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

4、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(2) 個別意見、①実質赤字比率について、実質赤字になっておらず、良好と認められます。なお、早期健全化基準は15.0%となっております。

②連結実質赤字比率について、連結実質赤字になっておらず、良好と認められます。なお、早期健全化基準は20.0%となっております。

③実質公債費比率について、実質公債費比率は18.2%となっております。早期健全化基準の25.0%より下回っていますが、引き続き比率の改善に努めてください。

④将来負担比率について、将来負担比率は88.4%となっております。早期健全化基準の350.0%より下回っており、良好と認められます。なお、事業の取り組みに伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

5 ページ、平成22年度経営健全化審査意見書。

記、1、審査の対象、2、審査の期間、それから3、審査の方法については記載のとおりでございますので、お目通し願います。

4、審査の意見、(1) 総合意見、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(2) 個別意見、水道事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計について、資金不足になっておらず良好と認められます。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

以上のとおりでございました。ご報告いたします。

議長（青木幸保君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。なければ進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

---

議 長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第 6、認定第 1 号から日程第 1 5、認定第 1 0 号までの平成 2 2 年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、認定案件合計 1 0 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、認定案件 1 0 件について、ご説明を申し上げます。

議案書 2 ページをお開きください。

認定第 1 号、平成 2 2 年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

3 ページでございます。

認定第 2 号、平成 2 2 年度平泉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町老人保健特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

4 ページでございます。

認定第 3 号、平成 2 2 年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

5 ページでございます。

認定第 4 号、平成 2 2 年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

6 ページでございます。

認定第 5 号、平成 2 2 年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

7 ページでございます。

認定第 6 号、平成 2 2 年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 2 2 年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決

算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

8 ページでございます。

認定第7号、平成22年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

9 ページでございます。

認定第8号、平成22年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

10 ページでございます。

認定第9号、平成22年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

11 ページでございます。

認定第10号、平成22年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から平成22年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の決算審査意見について、報告を求めます。

内藤代表監査委員。登壇の上報告願います。

代表監査委員（内藤和雄君）

監査委員の内藤和雄でございます。

私と議選監査委員、佐々木雄一氏の両名で決算審査を行いました。その結果について報告いたします。

あらかじめご配布の平成22年度平泉町歳入歳出決算審査意見書、こちらの方をお手元にご準備願います。

お手元の資料、平成22年度平泉町歳入歳出決算審査意見書の表紙をめくりまして目次がございますが、平成22年度の歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に記載しておりますので、ご覧願いたいと思います。

一般会計歳入の不納欠損額は、平成22年度187万8,910円となっております。21年度は257万6,372円でしたので前年度比69万7,462円、27.07%減となりました。収入未済額2億2,418万

7,707円には未収入特定財源9,030万3,000円が含まれていますので、実質収入未済額は1億3,388万4,707円で、前年度比8,315万9,926円の増でした。国県の補助金収入未済ありましたが、町税の収入未済額は前年度比616万542円、14.58%の増でした。

なお、特別会計の歳入歳出決算状況は後述記載のとおりですのでお目通し願います。

それでは、3ページをお開き願います。

第一、平成22年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1の審査の対象につきましては、(1)平成22年度平泉町一般会計から(8)平成22年度平泉町簡易水道事業特別会計までを対象といたしました。

2の審査の期間は、平成23年8月2日から8月16日までの間で実施いたしました。

3の審査の方法は、ここに記載のとおり、(1)から(4)まで従来と同じ方法で行いましたので、お目通し願います。

次は4ページ、4、審査の結果でございます。平成22年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1)現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2)予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたものと認められます。

次、審査結果の指摘事項でございます。

(1)健康増進で総医療費縮減化への取り組み。健康で長生きは等しく住民の願望であります。各種スポーツ行事の推進や疾病予防検診による早期発見・治療など、健康増進の活動を実施しているにも係わらず、当町の総医療費は年々増加の一途です。疾病予防の視点で、日常生活の全般的な改善に向けた指導体制の実施をお願いいたします。

(2)町営住宅使用料不納欠損処理についてでございます。行方不明者の町営住宅使用料不納欠損処理について、保証人への保証履行交渉経緯が不詳のまま欠損処理に至ったものがありました。保証人は実質的に保証力を有している方が適格者で、形式的にならないよう注意願います。

(3)町税等の収入未済額の圧縮でございます。自主財源の根幹を成す町税等の収入未済額は年々増加傾向にあります。平成22年度末の町税収入未済額は調定額7億9,500万円に対して6.09%となっています。前年度の未済率5.20%を0.89ポイント上回りました。収入未済額の増高は町政事業推進の財政資金に支障をきたすこととなります。町税及び諸収入金、負担金並びに国民健康保険税と併せ特段の圧縮に努めていただきたいと思います。

(4)経常収支比率改善。財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、平成22年度86.8%、平成21年度90.6%と前年度対比3.8ポイントの改善がありました。一般に75%以下であることが望ましいとされています。当町はまだ高い水準にありますので、更に改善に努めてください。

(5)第2次平泉町集中改革プラン実施結果でございます。平成22年度分財政効果額の達成

状況は、計画額 1 億 1,860 万 8,000 円に対し実績額 1 億 9,344 万 7,000 円で達成率 163.1% でした。通期計画額 5 億 3,716 万 8,000 円に対する実績額は 4 億 9,168 万 3,000 円で達成率 91.5% でした。その他未達項目も併せ、次期計画策定への反映をお願いします。

次に 5 ページ、審査の総括的意見でございます。特に、地方自治法第 2 条第 1 4 項で定めている「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の条文に従い、諸施策の取組みをお願いいたします。

当町の各会計の予算及び収入、支出の決算計数について関係帳簿及び証拠書類を照査、計数を突合、更に計数の根幹をなす事項及び社会的関心度の高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、粗漏な事務の取扱いが散見されましたが、おおむね適正に取扱いされているものと認められました。

各課が取り組んだ主な活動を（１）から（９）まで列記しましたので、お目通し願います。

次に 6 ページ、6、審査の個別的意見に移ります。

（１）一般会計、平成 22 年度一般会計の決算額は、表にお示しのとおり前年度対比、歳入総額 7.37%、歳出総額 6.85% の増加でございました。

7 ページ、ア、歳入についてご覧いただきたいと思います。

歳入合計の自主財源構成比は 23.1% で前年度比 1.4 ポイント減となりました。その理由は、町税で 2.9% 減及び寄附金で 81.1% 減が主な要因でした。一方、依存財源の構成比は 76.9% で前年度比 1.4 ポイント増加しました。その大きな理由は、地方交付税 6.4% 増、国庫支出金 8.9% 増及び町債 41.3% 増によるものでございました。

次、8 ページ、町税収納状況の推移、こちらをご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度町税は 7 億 4,478 万 9,447 円で前年度比 2,249 万 3,355 円減収、2.93% 減となり、主な要因は、町民税 1,606 万 6,048 円と固定資産税 975 万 9,088 円の減収でした。収入未済額は 4,840 万 6,807 円で収入未済率は調定額の 6.09%、前年度は 5.2% でした。調定額が前年度比 1,691 万 3,055 円減にもかかわらず、収入未済額は前年度比 616 万 542 円増加となり、好ましくない結果となっております。

8 ページ、下の表、町債の収入推移、こちらをご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度の町債収入は 5 億 510 万円で歳入合計のうち町債の占める割合は 8.31% で前年度比 2 億 2,594 万 9,131 円増加し、町債割合は 0.18 ポイント増となりました。

9 ページ、イ、歳出をご覧願います。

平成 22 年度一般会計歳出の総額は 4 3 億 5,491 万 1,590 円で前年度比 2 億 7,910 万 8,217 円、6.85% 増の歳出規模となりました。先にお話したところです。歳出の主なものとしては、一関地区広域行政組合へ介護保険分 1 億 473 万円及びし尿処理分 1 億 2,880 万 3,000 円、ほか平泉中学校改築工事関連によるものでございました。

ページ中段、繰出金の状況、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

一般会計から特別会計への繰出金は 3 億 4,127 万 8,152 円、前年度比 2,178 万 5,702 円、6.82% 増



となり、毎年多額の資金が特別会計へ繰出されております。なお、平成22年度繰越明許費2億6,939万1,000円の内訳は次のページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。このほかに逐次繰越しとして教育費（中学校建設費）9,239万8,000円と事故繰越し6,425万1,000円が翌年度に繰越しとなっております。

10ページ、性質別歳出の状況表をご覧ください。

平成22年度の消費的経費の総額は22億5,573万9,000円で前年度比1億1,585万6,000円、4.9%の減となりました。人件費については2,003万4,000円、2.0%の減少となっております。補助費等は1億7,429万2,000円、26.9%の減少になっていました。投資的経費で3億3,885万7,000円、69.6%、繰出金で3,128万2,000円、7.5%及び積立金で1億364万2,000円、110.6%が前年度比増加しておりました。

11ページ、公債費支出の推移、こちらをご覧ください。

平成22年度一般会計及び特別会計の歳出合計金額は59億502万9,626円で、公債費支出合計金額は9億5,465万9,499円あります。公債費支出の割合は16.17%で前年度比2.53ポイント減になっていました。簡易水道事業特別会計で借換えのため繰上償還1,460万7,146円がございました。同じページの町債・企業債未償還残高表でございます。

平成22年度未償還残高は100億7,552万9,000円で前年度比2億9,467万9,000円の減でございました。1人当たり未償還残高は119万5,000円で前年度対比1万4,000円の減でございました。なお、債務負担行為の平成22年度末残高は3,252万6,000円で前年度比1,285万円の減となっております。

次に12ページ、(2)特別会計をご覧ください。

平成22年度の特別会計決算状況は、表の金額にお示しのとおり歳入決算額16億39万1,758円で前年度対比7,509万1,791円、4.48%の減となりました。一方、歳出決算額は15億5,011万4,000円で前年度対比1億19万7,088円、6.07%の減でした。歳入歳出差引が5,027万7,758円で前年度対比199.73%の増となりました。

各会計とも関係帳簿及び証拠書類等と照合し審査の結果、各係数は符合し関係規程に準拠し適正に処理されているものと認められました。

公営企業の特別会計は基本的に事業の実施に伴う収入で当該事業に要する費用を賄うことを原則としているので、事業の収支管理にも配慮し今後の運営に当たっていただきたいというふうに思います。

13ページをご覧ください。

ア、国民健康保険特別会計の要点について報告いたします。

(ア)事業勘定について、上から5行目でございますが、平成22年度末の国民健康保険税の収入未済額は3,745万6,202円で、前年度比111万8,715円、3.08%の増となっております。22年度末の調定額2億291万4,087円に対する収入未済額の割合は18.46%で、前年度の割合16.65%を1.81ポイント上回りました。なお一層、収入未済額の圧縮が必要と思われます。

不納欠損額は113万8,400円で前年度比60万8,700円、34.84%の減少でございました。

(イ) 診療施設勘定、平泉歯科診療所は平成22年3月31日で廃止となりました。平成22年度において建設に係る地方債の元利償還と国庫補助金の支出処理で診療施設勘定は廃止となりました。

イ、後期高齢者医療特別会計は、記載のとおりですのでお目通し願います。金額の方もよろしく願います。

ウ、健康福祉交流館特別会計、平成22年度の入館料は3,521万2,500円で前年度比205万3,500円、5.51%の減少でした。一般会計繰入金も1,682万6,000円で前年度比332万6,000円、24.64%の増加でした。毎年繰入額は増加しております。

エ、町営駐車場特別会計、オ、下水道事業特別会計、カ、農業集落排水事業特別会計、キ、簡易水道事業特別会計は、記載のとおりでございますのでお目通しを願います。

14ページ、7、財産に関する調書について報告いたします。

(1) 土地、町有地の地積は749万2,453平方メートルで前年度比2万6,597平方メートル減少しておりました。

(2) 建物から(6)基金までの項目について、関係帳簿との符合による審査を行った結果、計数は正確でした。株券及び出資金・出捐金等について現物を確認した結果、残高は突合し正確に処理されておりました。

次に17ページ、第二、平成22年度平泉町基金運用状況審査結果についての意見書でございます。

報告申し上げます。

1から3については記載のとおりですのでご覧いただきます。

4、審査の結果、各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書と預金証書は全て突合しました。基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理は適切に行われ、全般にわたり適正に管理運用されておりました。

それからずっととびまして、35ページに、第三、平成22年度平泉町老人保健特別会計歳入歳出決算審査意見書をご覧いただきます。

老人保健特別会計は、後期高齢者医療制度への移行に伴い平成20年3月31日をもって廃止されました。しかし、平成20年3月診療分以前の整理処理のため制度廃止後も会計は存続しておりました。整理事務が終了したことから、今回、審査に付されたものでございます。

1の審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法は記載のとおりですのでお目通し願います。

4、審査の結果、予算の執行は、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われたと認められましたので報告いたします。それから、残金の処理は適正に処理されておりました。

41ページに移ります。第四、平成22年度平泉町水道事業会計決算審査意見書の方に移ります。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりですのでお目通し願います。

42ページ、5、審査の結果について、これは(1)から(5)に挙げているように、正確かつ効率的に行われているものと認められました。

それから6、審査の総括的意見でございます。

主なものは、(1)平成19年度から平成22年度までの純利益の推移は表に掲載のとおりでございます。平成22年度は前年度対比391万1,743円増加しておりますが、平成21年度実施した企業債の低利借換えで金利負担499万2,200円の軽減が主な要因でございました。

(2)平成22年度の年間有収率は78.78%で前年度比1.57ポイントの改善でした。しかし、配水量から有収水量を差引いたロス部分15万323立方メートルに供給単価241円を乗じ計算すると、約3,622万円が無駄な経費として発生しております。漏水防止は経費節減の観点でも急務の対策と思われまます。

以上で取り急ぎ要点のみ報告させていただきました。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

以上で監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第10号まで、平成22年度平泉町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、決算認定案件合計10件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

議長（青木幸保君）

日程第16、議案第47号から日程第27、議案第58号まで、条例案件3件、事件案件3件、補正予算案件6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、条例案件3件、事件案件3件、補正予算案件6件について、ご説明を申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

議案第47号、平泉町町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、14ページの裏にありますとおり、地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、15ページでございます。

議案第48号、平泉町世界遺産推進基金条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、平泉の文化遺産の世界遺産登録を受け、今後の保存活用と世界遺産

追加登録を推進するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、16ページでございます。

議案第49号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、17ページでございます。

議案第50号、市町の境界変更に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、県営経営体育成基盤整備事業実施に伴い、一関市と西磐井郡平泉町との境界変更について、岩手県知事に申請しようとするものでございます。

続きまして、19ページでございます。

議案第51号、市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、市町の境界変更に伴う財産処分について、一関市と協議の上、定めようとするものでございます。

続きまして、21ページでございます。

議案第52号、損害賠償の額の決定についてでございます。

次のとおり法律上町の義務に属する人身傷害に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

1、損害賠償の額、114万3,721円、2、相手方の住所及び氏名、議案書に記載のとおりでございます。3、事件の概要、平成22年10月26日、西磐井郡平泉町平泉字衣関地内町道戸河内線において、走行中の相手方所有の車に、樹枝が落下し、その衝撃により頸椎捻挫及び咬合異常を負わせたものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。

議案第53号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成23年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,107万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,118万5,000円としようとするものでございます。

続きまして、36ページをお開き願います。

議案第54号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成23年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,724万3,000円としようとするものでございます。

続きまして、38ページをお開き願います。

議案第55号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成23年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,544万円としようとするものでございます。

続きまして、40ページをお開き願います。

議案第56号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成23年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,259万9,000円としようとするものでございます。

続きまして、42ページをお開き願います。

議案第57号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成23年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,934万6,000円としようとするものでございます。

続きまして、44ページをお開き願います。

議案第58号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入、支出とも補正予定額でご説明申し上げます。

収入、第1款水道事業収益11万3,000円。支出、第1款水道事業費用11万3,000円。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第16、議案第47号から日程第27、議案第58号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第58号まで、条例案件3件、事件案件3件、補正予算案件6件、以上、合計12件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

---

議 長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第28、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、大内政照議員。登壇質問願います。

1番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

通告内容に従い、質問いたします。

初めに、放射能汚染の現状把握と平泉町民に対する対策について伺います。

（1）宮城県、福島県、秋田県など、近隣地域の放射能汚染の現状と平泉町の放射能汚染の現状についてをお伺いします。

（2）宮城県、福島県、秋田県など、近隣地域の住民に対する対策についてお伺いします。

（3）平泉町民に対する放射能汚染の現在の対策と今後の対策についてお伺いします。

（4）平泉町内各地域の土壌汚染状況と対策についてお伺いします。

（5）通学路の放射能汚染状況と対策についてお伺いします。

（6）学校給食の放射能汚染と今後の対策についてお伺いします。

次に、教育の質を高める方策と英語教育についてお伺いします。

（1）少人数教育と一定の人数による英語教育の実践による教育の質の向上策についてお伺いします。

（2）幼稚園、保育所での英語教育と小学校低学年からの英語教育の実践についてお伺いします。

以上で質問を終わりますが、簡潔、明瞭な答弁を期待いたします。

よろしくお願ひします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、大内政照議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、放射能汚染の現状把握と平泉町民に対する対策についてでございます。

最初に、宮城県、福島県、秋田県など、近隣地域の放射能汚染の現状と平泉町民の放射能汚染の現状についてお答えをいたします。

放射能汚染の発生源である福島県は、浜通を中心に飯舘村や福島市など、国の線量低減対策の指標とする1時間当たり1マイクロシーベルトよりも高い放射線量が確認されております。宮城県では、栗原市の北西部が1時間当たり0.2から0.3マイクロシーベルトで、当町と同じくらい高く、秋田県は高いところはないようであります。また、農産物等に関しましては、これまで県が調査を実施しておりますが、いずれも基準値を超えておらず、安全であるとして流通しております。今後も状況を注視しながら適切な対応を図って参りたいと思っております。

次に、宮城県、福島県、秋田県など、近隣地域の住民に対する対策についてでございます。

福島県では、避難区域外で放射線対策として子供や保護者向けのパンフレットを作成して予防対策を実施し、また、放射線量低減対策の手引きを作成し、更に活動支援事業として補助金を交付しているようでございます。そして、市町村でも独自に除染マニュアルを作成し、除染に取り組んでいるようでございます。宮城県は、放射線量の高い栗原市が小学校等で除染作業を8月下旬に実施しており、一定の効果が出ていて、今後も測定及び除染を続けるようであります。なお、秋田県は目立った対策はないようでございます。本県では、原発放射線影響対策本部を設置し、対策方針を示し調査や除染について取り組まれている状況であります。市町村への補助事業もあるようなので、可能な限り実施したいと考えているところでございます。

次に、平泉町民に対する放射線汚染の対策についてでございます。

町の現在の放射線対策としては、公共施設等の放射線量を毎週測定し、ホームページ等で公表しているところでございます。今後の対策といたしましては、今週から各行政区での放射線量の測定を追加実施しているところで、これにつきましても逐次公表して参りたいと考えております。更に、公共施設の放射線の高い箇所の探知作業も行い、線量低減対策の指標となる1時間当たり1マイクロシーベルト以上の箇所での除染作業を実施することを計画をしております。また、近隣市町の対応も参考にしながら取り組んで参りたいというふうに考えております。

次に、平泉町内の土壌汚染状況と対策についてでございます。

町内の土壌の調査は、平泉小学校のグラウンドの土壌しか調査をしておりません。7月に県が調査をしております、放射性セシウム134が1キログラム当たり292ベクレルで、セシウム137は1キログラム当たり367ベクレルでございました。一般環境の土壌につきましては、基準値等は設けられておりませんが、稲の作付け制限の指標である1キログラム当たり5,000ベクレルを下回るものでした。今後も県での調査をお願いし、更に先程答弁いたしましたように、地表面の放射線量の高い箇所での除染作業を検討していることとしております。

私からは以上でございます。

議長（青木幸保君）

南館教育長。

教育長（南館廣太郎君）

それでは、大内政照議員の質問にお答えしたいと思います。

(5)の通学路の放射能汚染状況とその対策ということでございますが、現在、教育委員会では、学校の校庭や玄関などについては毎週、定期的に放射線の線量測定を実施しておりますが、通学路につきましては定期的ではありませんが、平泉学区、長島学区の状況把握のため一度いたしております。平泉学区の高いところでは0.351マイクロシーベルト、低いところでは0.183マイクロシーベルトでありました。また、長島学区の高いところは0.321マイクロシーベルト、低いところでは0.220マイクロシーベルトでございました。学校の校庭や玄関に比べても同様の状況でございます、毎日の通学では人体に影響が出るような放射線の量ではないと判断いたしております。

また、対策についてでございますが、校長会議等の席上で学校長を通して子供たちへの指導の徹底を図っているところでございます。例えば、通学の際はできるだけ肌を出さない服装に心がける、雨の日は必ず傘を差し濡れないようにする、外では帽子をかぶるように心がける、外で遊んだあと、あるいは帰宅後はうがい、手洗いの励行に心がけるよう指導する、服に付いた埃は払い落としてから教室や家に入る、また、自主的にマスクの着用、そういう児童に対してはこれは妨げないというような指導をいたしているところでございます。

これからですが、今までの指導しているところと、今後はではどのように考えていくかというところを触れてみますと、まず汚染状況の詳細な確認を行っていききたいと。これは定期的に詳細なモニタリングを行っていくと、学校、幼稚園、保育所、通学路、これは含めてでございます。モニタリングの場所の拡大を図っていくと。今のところ校庭1カ所と、あるいは玄関とか一定の限られたところだけなわけですが、これらをもう少し拡大し、特に局所的に高いと思われる場所、こういったところをしっかりと把握しなければならないと、そういうことで拡大していくと。これは通学路も含めてでございます。それから、調査の結果を汚染マップを作成してこれに記録していくと、そういう作業等をこれから進めていきたいと思っております。

次に、学校給食の放射能汚染と今後の対策についてでございます。

平泉町内の学校給食の給食食材につきましては、市販されている食品はそれぞれの特質を踏まえ個別に検査が行われており、食品衛生法に基づく暫定基準値を超える食品については出荷制限するなどにより流通されていないことになっております。このことから、使用については特に問題ないものと考えております。

また、平泉で購入している地産地消の食材につきましては、岩手県農政部等によるサンプリング調査が実施され、その結果、暫定基準値を下回っており安全が確認されておりますので、特に健康には影響を及ぼす状況にはないものと理解しております。また、その他のものについても、市場を通さないものは使わないようにしております。平泉の場合、食材の購入先ですが、地産地消という立場に立ちまして、地元の共同生産をしている生産組合から購入しておりますし、その他、町内の商店からも仕入れている現状です。したがって、市場を通さないものは使用していないということになります。

日常的に配慮していることとして、毎日、食材の傷み、賞味期限、産地等について検収をし、安全性を厳格に確認しております。牛乳についても出荷制限されていない岩手県指定のものを購入しておりますし、野菜は3回以上水洗いをし、サラダに使用する野菜は火を通し水洗いをして使用していると。また、デザートや牛乳も直前に冷温保管庫から出すなど、調理に関しては食中毒防止など含めて徹底した衛生管理に努めております。今後も、放射能汚染含めて安心安全な学校給食の提供に努めて参りたいと思っております。

次に、教育の質を高める方策と英語教育についてというご質問でございますが、(1)は少人数教育と一定の人数による英語教育の実践による教育の質の向上策は、それから二つ目は、幼稚園、保育所での英語教育と小学校低学年からの英語教育の実践はどうかということでございますが、まず(1)については、現在、中学校では数学と英語の授業で理解や習熟の程度に応じた少



人数指導を行っています。単元や内容に応じてグループ分けを変えるなどの工夫を行っています。そうした中で、基礎的、基本的事項の定着が図られるように努力しております。少人数指導を行うことで生徒個々の理解や習熟の度をきめ細かく把握し、個に応じた指導を行うことができます。

小学校では、算数において学年を解体して習熟度別、あるいは単純分割によるコース編成で指導を行っています。個々に説明したり表現したりする機会を多くするという効果もあります。たまたま管内の管理職のアンケート結果によりますと、少人数指導を行うことで児童・生徒の学力上に効果があると、学習活動の幅が広がっていると、教員の指導改善に効果があると、教員の丁寧な評価に効果があるなどという結果がまとまっているようでございます。教育の資質向上に図られている、こういったことが活かされており、今後も継続して少人数指導、あるいは習熟度別指導を考えていきたいと思っております。

2については、英語教育に関して幼稚園、保育所ではALT、いわゆる外国語指導助手による英語活動を行っています。英語への興味、関心を高めることが一番のねらいとしております。小学校では5年生、6年生が外国語、これが必修となっております。担任の先生とALTの先生と2人で授業を進めております。5、6年の場合には年間35時間、1週間1時間という形で実施されております。

ご指摘の小学校低学年については英語教育を行っていませんが、国際理解教育として外国の文化や生活に触れる活動を通して、日本との違いやそれぞれの良さに気づかせる活動を行っています。今後も学習指導要領に準じて英語教育は小学校5年、6年生から行うように考えておりますし、国際理解教育の部分を充実させていけるようにしたいものだなと考えております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

では、最初の方から。先程、町長が1マイクロシーベルト／アワーという話で、なんか基準を設けているみたいな話していますが、その根拠は何ですか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

今回の原発の事故に伴いまして、国が放射線量を低減の対策をとるという一つの目安として1マイクロシーベルト／アワーのところを基準にしているというところで、この辺をそれに合わせてそういった1マイクロシーベルトという部分を一つの基準にしたというところでございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

これ、年間に直すと8.76ミリシーベルトになりますね。国は最初に20ミリシーベルトという

話をしています、暫定でね。ところが、子供がいる部分については1ミリシーベルトまで下げようと、そういう努力をしましょうという話で今、世の中は進んでいます。その中でこの1マイクロシーベルトというのはどうも矛盾しているような気がしますね、高いですよ。その辺はどうですか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

これは、確かに最終的には年間1ミリシーベルトですか、ここを目指すと、年間1ミリシーベルトを目指すというところは同じでございます、最終的にですね。でも、すぐには年間1ミリシーベルト、いわゆる0.19マイクロシーベルトに全て対応できるかというのは現実的にはかなり厳しい状況です。ですから、例えば近隣の市町村、福島限らず、宮城県、岩手県内では当面、1時間当たり1マイクロシーベルトの国の低減対策を基準として、そういう部分での数値を指標として対応していくというふうに表現し、最終的には年間1ミリシーベルトを目指すというふうになっているようでございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

非常に恐い話をしているのですけれども、今、年間1ミリシーベルトでも子供たちにとって影響出ると言われているのですね。この1ミリシーベルトというのは何が根拠かということ、これ世界の標準なのです、世界の基準なのです。日本政府がたまたま事故が起きたからといって増やしているだけの話で、外国人から見れば日本は何をやっているのだという話になっているのですね。

それで、その話は大きな話ですけれども、私、近隣ちょっと調べてみました。そうしましたら、宮城県ね、仙台市、県南部、県南北部でもあまり近くない、県中ですか、県南中部あたりですか、平泉よりも放射能は低いですよ。それから福島県の中では、会津若松市、いわき市は平泉より低いですよ。岩手県一関市、平泉、この辺、高いです。何でかということ、これは一関、平泉、両磐地区ですね、これはホットスポットと言われているのですよ。空気線量もそうだし、土壌も高いのですね。それで、そんな話をしながら、平泉町は広報にこの前出していましたね、放射線量ね。あれ担当窓口は町民福祉課になっていますね。ところが、人の健康は保健センターではないですか、組織上どうなっているのですか、教育委員会も入っていないでしょう、問い合わせとかないし。その辺はどうなのですか。町民福祉課で全部賄うということですね、責任をとるといえるのですか、あれは。どういうことなのですか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

説明が足らなかったのかもしれませんが、広報等に掲載する部分の文書ですね。今、町としては

放射線、放射能の対策にかかわる分、庁舎内の検討会を開いていまして、その検討会には関係課が、例えば町民福祉課、教育委員会、観光商工課、農林振興課等が、関係する課が集まって、いずれ全部相談して進めているというのが現状でございまして、最初の一般的な問い合わせの窓口は町民福祉課、あとはいろいろと個々の状況に応じて関係課と協議し連絡し、調整連携して対応していくということになるかと思えます。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

ちょっとこれ町長にお伺いしたいのですけれどもね、金ヶ崎町のチラシ見ましたか、放射能に関して、金ヶ崎町。あそこは、私いろいろ調べてみた、近隣の自治体。そうしたら町民に対してすごく親切なお知らせを出しているのですよ。いや、驚いたことに町外の40カ所ぐらいを地図にプロットして番号付けて全部、学校も1カ所だけではないですよ、学校の中で、本当にきめ細かい町民に対するサービスです、これ、住民サービス。安心を与えるために、金ヶ崎町は幸い、見ていると平泉町の半分ぐらいですけれどもね、放射線量はね。平泉高いのですよ、間違いなく。

それで、まず一つは金ヶ崎町のを参考にしてほしいのと、金ヶ崎町では放射能対策会議という組織をつくっているのですよ、平泉ではないですけれども、まだ。ないと思います、私が答弁するわけではないからね。窓口としては生活環境課が事務局にはなっています。だけれども、放射能に対する組織をきちんとつくって、住民に対して安心を与えるために、平泉は高いから安心を与えられないと思いますけれどもね、このまま高いのでは。そういうチラシをつくって、しっかり啓蒙をやっています。こういう場合はこうだという救援ラインもつくって細かいことちゃんと説明しています。平泉は、それはもう半年経っているのに全然やっていないということは、すごい手抜きだと思うのですよね、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今までも何度か議員からのご指摘もあって、その対策をそれぞれ、先程課長の方からも話しましたが、庁舎内の検討会でそれぞれ対策を、方向性なりを今検討している最中でございまして、先程の教育長の方からもお話ししたとおり、通学路の部分も含めて、これから詳細にわたって調査をするということと、先程私が答弁申し上げました各行政区について、遅ればせながらという形になりますが、広く調査をしまして、それを金ヶ崎町のマップに下ろすというふうな手法もあるということも参考にしながら、その情報を町民の方々に提供するというのを、今週から実施しております各地域の結果をもとに対応して参りたいというふうに考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

放射能の話をお私6月の定例会で話しているのですよ。もう3カ月経っているのですよ。その間、ほとんど進展はないではないですか、今のお話聞いていると。通学路だってこれから調査するような話でしょう。1回調査したというのはどこを調査したのですか、大体。通学路なんていっぱいあるではないですか、町内、長島も平泉も。そんないい加減な対応で町民は不安でいっぱいだと思いますよ。なぜそれに応えられないのか、町民の不安を解消できるのかどうか。

ある資料によると両磐地域150カ所とか小学校、金ヶ崎の放射能対策のお知らせとか、こういういろんなパンフレットとかがあると、もう自分である程度見て判断できるのですよ。そういう中で、現状の中で屋外活動や屋外行事は大丈夫なのですか。私すごく心配しているのですよ。最近、中学校はあまり外出しないのですけれども、小学校とか二葉きり園なんか園庭なんかで遊ばせているのですよ。あれ、大丈夫なのですか。私すごい不安なので。私だけだったらいいですよ。もしかして、保護者の方が知らないで学校に任せているから、学校の判断に任せているからということでお被爆したら誰が責任とるのですか。いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

学校なり、いずれ保育所等に、施設に関しては、先程教育長がこういったことを話をしています、現場の方にはという説明があったかと思えます。それに沿って現場では判断してやっているものと思いますが、いずれ今の放射線量の結果から見れば決して大丈夫だとは言えない、だからといって全てを取りやめて、危ないからいろんな行事も全てやめるかというところの判断は、町としてまだその判断はできていない。正直、個々の現場で対応していただくという段階です。いずれ、そういうことで、今後、先程言いましたように、放射線量についてはまた細かく公共施設を調べていきますので、そういった段階で対応していくと、判断していくということになるかと思えます。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

福島原発の事故あって1カ月ぐらいは政府の方でデータを出さなかったということもあって我々詳しくは知らなかったのですね。ところが、4月ぐらからはぼちぼち出てきて、いろんな学者なり、我々もホームページ等、インターネットで見ることができるようになってきたということで、もう5カ月経っているわけです。では、5カ月間、平泉町の役場で何やっているのかという話になりますよ。

低線量被爆という話もあるのですよ。いわゆる100ミリシーベルトとか一回にばーっとやればすぐ死んでしまうというのがありますけれども、低い線量ですとその環境の中で生活していると甲状腺にたまったり内部に取り入れられますから、そこで被爆してしまうということで、特に小さい子は大人の4～5倍の受動性が高いと言われておりますので、何年後かには健康被害が出ると、

そういうふうに使われています。それについて、ここ半年も町として特になし、判断がないというのは、私は、ここはホットスポットと言われているくらい岩手県内でも一番高い地域なので、よ、県南のこの平泉、両磐。この前、米の検査は陸前高田やるといったけれども、あそこも結構通り道でしたから、あそこ追加になりましたけれどもね。そういうホットスポットがはっきりしてわかっているところにいる自治体が、町としてはまだ決めていない、考えていないみたいな話をされると町民はどうしたらいいのだという話になるのですが、これは自己責任で対処するしかないのでしょうか。行政責任の部分でどうなのですか。なくていいのですか、行政では。ある程度自己責任でやれというのであれば親が判断するでしょうけれども、行政でもやはり責任持つてやる部分というのはもっとあるはずなのです、スピーディーに、それこそ。スピード感が全然ないですよ、余計なことばかりやって。これはまず子供の命を第一に優先でやってもらわないと困るのですが、町長いかがですか、その辺の考え方。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

この件につきましては大変私も心配しておりますし、議員、何度もご指摘をされております。今、町としても情報収集というふうな、ただ、その情報収集が議員からすれば不足しているし勉強もしていないというふうな話をされますが、私どもとすれば、県にもホットスポットという部分での対応についても実はお話をし、その対策についてを情報提供していただけないかという話をしております。ただ、私どもの先程の数値的な話も含めて、どうしても専門的な部分、確かに情報、インターネット、いろんな書籍類を見ますと、それぞれ、ゼロに近ければいいのだというふうな、最終的にはゼロが一番理想であるというのは誰しもが思うわけで、結局それがどこまでがどこの被害があるか、今、大内議員がおっしゃっている低線量被爆なりが果たしてどういうふうな形で出てくるのか、まだそれが実績として出ていない。チェルノブイリとかそういうふうな過去のそういうふうな情報といいますか、それもあるのですが、ただ、それがどういうふうな形で今回の福島原発の部分に影響なるのか、その辺は私どもとすれば判断に大変私も苦慮しているところです。近隣の市町村ももうやっているということについては、私とすれば大変スピード感遅いと言われればそのとおりで反省をしております。いずれ、今からできる部分、そういうふうな情報をきちんと、国もまだはっきりとした数値を出していない、それに基づいて県もはっきりと出していないというふうな、ただ、除染については一つの方向性を出してきているという部分は今情報としては来ております。いずれ、その通知も直接我々自治体の方にもまだ来ていないというのが、新聞上では来ておりますが、その対策についてこれから、もう少し内容を吟味させていただいて対応して参りたいというふうな考えております。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

半年経っても勉強不足という言葉通用しますかね、町民の皆さんに対して。ちょっとこれは非

常に問題ですよ。組織もつくっていない、しっかり、町民の窓口の。個々に対応して、電話来たら、たらい回しだよという話しかやっていないではないですか。そんなのではだめでしょう。

それで、私が言いたいのは、埼玉県の和光市長が放射線量暫定基準値の設定と対応についてという保護者の皆様へ宛の文書をもう出しているのですよ。ここでは暫定基準値、和光市独自だと思います。0.19マイクロシーベルト／アワー、1マイクロシーベルトなんて言っていないですよ、0.19ですよ、5分の1。いいですか。この基準にして、小学校、中学校、保育園等を通じてこれを超えた場合は連絡すると。また、各学校、保育園の屋外での活動2時間以内とし、家庭生活等学校、保育園以外での屋外での活動も2時間以内としていただきたい。1日トータルでの屋外活動は4時間以内でお願いします、市長が出しているのですよ、教育長ではないですよ、これ。行政として責任者が子供たちの保護者に対してははっきり出しているのですよ、数値を。国が言わない、県が言わないから出ませんなんて、そんなバカなことを言っていないですよ、ここでは。一つのそういった、多分これは年間1マイクロシーベルトベースでの数値になると思いますけれども、こういうことをやっている自治体がもう国内にあちこちあるのですよ、関東からこっち。関東も結構ホットスポット等で汚染されているところ多いのです。平泉は当然ホットスポット。こういう自治体がもう独自でやっているのですよ、判断して。判断できないことないではないですか、町長、技術系の人間が。数値にうといなんていうことを言わせませんよ。このぐらいちょっと勉強すればすぐ出ますよ。はっきりやるべきですよ、平泉町でも。もう3カ月経っている、私が前回質問してから。実質的にはデータ出してから5カ月、国内の汚染度が。ちょっと対応遅いですね、そう思います。

次に土壌に関して、土壌汚染に関して平泉町内の農家の方が個人で検査をしているのですよ。稲つくるのか畑かちょっと分からないです、場所はね。そうすると、2カ所やったらしいです。1カ所は1,450ベクレル／キログラム、1キロ当たりね。もう1カ所は1,650ベクレル／キログラム。県か何かで調べてもらって検査結果の証明書をもたらしているという話があります。私、調べたら、いわき市は1,407ベクレル／キログラム、平泉より低いですよ。会津若松市980ベクレル／キログラム、那須塩原市1,826ベクレル／キログラム、平泉より高い、ここもホットスポット。日光1,037ベクレル／キログラム、日光も平泉に近い。あの辺一带はもうホットスポット。いいですか、ホットスポットの土壌はもうこういった実態なのですよ。オーダーからいって1,000いくらですよ、もう。これについてはどうですか、全然やる気ないみたいだけれども。県頼りだ何だなんて言っているけれども、そんなのもう農産物流通できるのですか。基本的に言うと調べないとまずいのではないのでしょうか、いかがですか。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

ただいまの平泉町内で農地土壌の放射性物質の測定をしたというような形の情報は私も得ております。自然農法等を実施している方ということで個人で実施したということは聞いてございません。

今後の農地土壌の放射線量の測定につきましては、岩手県が今年度中に実施するというので、原子力発電所事故に伴う放射線量測定に係る対応方針というものがございますけれども、その中で規定してございますので、いずれまだ期日は確定してございませんけれども、今年度中に県内の主な箇所につきまして実施するということの予定になってございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

随分のんびりした話で、それでいいのですか、課長の責任として。いかがですか。

議長（青木幸保君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕毅志君）

農業にかかわる部分につきましては、当町にかかわらず一関、特にも一関管内の市町につきましては、他の特産品目等にかかわる影響もございますので、岩手県の責任において放射線量の調査をしていただくというようなことの方針のもとに、今現在、農林水産物も含めた形での放射線量の調査を実施していただいているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

国とか県がやらないとやらないという、そういうことを待ってられないから個人でやっているわけですよ、心配だから。そういう農家の方はすごく良心的だと思いますよ。自分の土地がどうなっているか、そこで作物をつくって消費者に持っていく時にどうなるかということをお心配しているからやっているのです、個人で費用負担して。それが今の答弁だと、随分のんびりしている話で、本当にそれで役場の対応いいのですか。私だけ納得してもしょうがないのですけれども、町民の皆さん、納得しないと思うのですよ。やはり対応しなければだめではないですか、行動しなければ。行動力でしょう、町長、スピード感と。それが欠けているのですよ、ここ何カ月も。だから、きついことも言いたくなってしまうのですけれども、やはりそこは土壌を含めて、空間線量もそうなのですけれども、やはり何かしらもう少ししっかり調べるのは当然必要だし、それに対するいろんな方法があるはずですよ。それはもう今から研究も何もそんな話はないですからね。即対応してもらいたい。だから、そういう意味では、もう町の中での組織もしっかり、ちょっとこれプロジェクトだと思いますよ、何年間か。部署ごとの縦割りではこれはできない仕事だと思いますので、是非その辺どうなのか。それからもう一つは、校庭とか園庭の土壌に含まれる土壌検査、空間は今やっていますけれども、これやらなくていいのですか。いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

南館教育長。

教育長（南館廣太郎君）

土壤にかかわってですが、先程も申し上げたように、子どもは、まず詳細にこの汚染状況を確認すると、そこを今急いでおります。そのために定期的なモニタリングを行って、土壤汚染検査をやるということは申しております。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

子供の、特に感染感受性が強い子供に対しては慎重にしなければいけない。だから、土壤調査も検査もしっかり、もう即やってくださいよ。空間の調査だって、あれ1カ所ぐらいでしかやっていないから私は精度は低いと思います、本当に。何か所もやって平均値と平均分散とか出した上でやらないとあれはおかしな話。だから、そこら辺、きっちりやってください。お願いします。子供のためです。私は別に、自分はどうでもいいと言ったらおかしいけれども、大人ですから感受性は低い、ただ、子供は高い、大人の5倍、そう言われていますよ、医学的に。これはもう常識ですからね。だからこそ、子供に対しては慎重になっていただきたいということなのです。

それで、学校給食の件でここ2～3日前、東京と神奈川で牛肉から汚染の規定値以上のものが出たという調査結果が、大手マスコミではやっていませんけれども、出ています。多分あれ地方新聞だと思いますがね。それで、学校給食で、先程、市販品は大丈夫、食品衛生法により大丈夫だよと、地産品は県の調査によって大丈夫だよという話がありますが、これは結構抜けがあると思うのですね。私がもう事故発生以来1カ月ぐらい経ってから、もう神奈川県では給食の検査やっています、汚染の。ここでも牛肉とかいろんな魚、牛乳等検査、あと青果類等やっています。だめだったら弁当持ってきてくれというような話もやっているようです、学校によっては。ということは、行政でも責任とれないようになってきて、給食自体がもうやることができなくなった場合は、もう家庭に戻すしかないのではないですか。親御さんに判断してもらって、親御さんに弁当つくってもらうぐらいの事をやらなければもうどうしようもないと思うのですが、学校給食についていかがですか。どうも穴が多すぎるような気がして信用できないのですけれどもね。いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

南館教育長。

教育長（南館廣太郎君）

現在のところは、いろいろ県でサンプリングをとったりして数値検査しておりますので、心配ないというふうに判断しております。

それで、牛乳について、ある子供の家庭では、私の家では心配だから飲ませないでほしいという子供がいるようですが、それについては学校の方としても、それはそれでいいですよということで対応しているということにしております。ですから、要するに給食、これが危険な状態というふうになった場合には、当然もう弁当というふうになろうかと思えますし、肉類については平泉の場合は使用していないということですので、その辺は心配ないかと思えます。



議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

学校給食は、学校によってはもう産地表示までやっていますよ、産地。野菜とか果物であれば産地はある程度信用できると思うので、そこら辺の表示をやっているところが多いので、そこら辺まで突っ込んでやはりやるべきではないですかね。

あとは、県の穴、県で全数調査しているわけではないのです。ですから、日々、子供たちが食べている給食の中で、暫定基準値自体も高いですけどもね。それより以下だから大丈夫だといながら内部被爆、低線量被爆という可能性も十分あるのです。さっき聞き忘れたのですが、福島原発の事故前の空間線量はいくつなのですか。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

測っていないというか、調べておりませんので分かりません。

議 長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

では、日本の平均値はどうですか。ホームページもういっぱい出ていますよ、情報、あふれていますよ。

時間もったいないので答弁必要ないです、分からないみたいですから。分からないということは、何を前提に話しているか全然チンプンカンプンということになってしまって、論理の構成が全然できないのですよ。

世界の平均が2.4ミリシーベルト／イヤー、日本の平均は1.4、1.5ぐらいと言われています。1.5とすれば外部被爆量が0.5ミリシーベルト／アワーですから、1時間当たり0.057、これが恐らく日本の事故前の、0.057ですよ。そして、今0.3いくつですから、5～6倍、5～6倍の線量ですよ、事故前の。これで子供に被害がないなんて言えますか。言えないでしょう、私は言えないと思いますよ。言えると言えれば言ってください。いかがですか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

先程申し上げましたように、その数値については、特に言える言えないというのはなかなか判断に難しいところです。それぞれ、この間もテレビ等で見ますと、今回の放射線量にしても世界にも同じような、常にそのくらいの線量が発生しているところもありますというふうな情報も聞いております。ですから、それが確かに、ゼロに近ければ健康被害には当然なり得ないものだというふうには考えております。そこの判断が私とすればなかなかできない部分はあると、本当にお話をしながら自分でも歯がゆい思いで話をしているのですが、確かに大変答弁には苦しいとい

うところは否めないところでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

確かにそのとおりだと思いますが、しかし、町の責任者という立場から言えば、個人であればそれで通用しますよ。町の責任者として、この数字は大丈夫だよというふうな雰囲気です。今までずっと話来ていますから、安全宣言でもしたらどうですか、いかがですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

安全宣言というのは、なかなかそれもずっと答弁していると同じでなかなか難しいと。それができる根拠というのも当然必要になりますし、その対策を何でどうであったかというふうな、当然その資料も必要だということですので、なかなか私としてもすぐにそういう形で表明できるというのはなかなか難しいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

長々と話してもあれですけども、結論は出ないようで、平泉町は仙台とか宮城県南、会津若松、いわき市、あと秋田県全域よりも高いです。いわき、会津若松より高いです。そういう実態をしっかりと理解した上で対応なり行動を早急にしないと大変なことになりますよ。そこら辺はよくお願いしたいと思います。

それから、土壌調査は教育委員会でやっていただけるという話でしたので、ここで子供たちに対して今、関東なんかはもう夏休み終わりましたけれども、自由研究で放射線の汚染図なんかマップをつくったりしているのですよ、近くの。何で平泉町の役場でやらないのかと。マップぐらい調べて毎日でもやればできるではないですか、場所決めて。やっと10カ所ぐらいですか、町内で。金ヶ崎町40カ所ぐらいやっていますよ、番号付けて。これも即やっていただきたいということです。

時間がなくなってきたので放射能の話はあとの方に譲りまして、英語教育の話ですね。韓国や中国では小学校3年生から英語教育を始めています。台湾においては小学校1年生から英語教育を始めているということで、低年齢からの英語に親しむということが日本以外の国では大事だという認識になっています。ですから、平泉町は海外標準に合わせて低学年からやったらどうですか。幼稚園ではALTをやっている、保育所でも。ところが、5～6年ということは、1年から4年まではちょっと間が空くわけですね。やはりこういう語学教育というのは一貫通貫でいかないと、途中でやらないというのはおかしい話ではないでしょうか。教育長、いかがですか。

議長（青木幸保君）

南館教育長。

教育長（南館廣太郎君）

それで、先程も申し上げましたように、全く英語にかかわることをやらないということではなくて、国際理解にかかわる分についてやっていくということにしております。それで、この低学年からの英語教育ですが、現在のところ、実は1、2年生の時数が2時間増えたのです。ですから、今のところ本当に時間的に窮屈で、もう去年までは午前授業だったのが今年は午後の授業というふうになっておりまして、英語がそこに入っていき隙間がないわけです。それから英語を入れるとした場合には、学校全体のカリキュラムを変えて、学校としてこういう目的で英語をやるのだという目標を明確にしていかななくてはいけない。そういうことなどもあって、即入れますということはここでは言えないので、これからいろいろ考える場が出てこようかと思いますが、現段階では無理だということを申し上げておきます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

今の教育長の答弁、日本標準で非常に分かりやすかったです。ところが、今、世の中は世界標準にもなっているのですよ。世界標準に合わせるには、やはり英語教育が必要なのですよ。いいのですか、それで。子供たちですよ。教育長自身の話ではなくて、子供たちが今後10年後、20年後、世界に出ていく時に、平泉で幼稚園から英語教育受けて、英語に親しんで世界で活躍するよという子供が増えるか1人もいないか、その違いが教育長の、教育委員長も含めてですね、発想にかかわると思うので、是非それ、いかがでしょうか。やるということをお願いしたいのですが。

議長（青木幸保君）

佐熊教育委員長。

教育委員長（佐熊睦子君）

ちょっとそのことについてずっと考えておりましたので、少し長くなるかもしれませんが、途中で切りますので、よろしく願いいたします。

私、今ここでは教育長が答えたこととまた別の角度からですが、まず指導者がいなければいけないということです。でために子供たちにいろんなことを教えるわけにはいかないと。小さい子供になればなるほどですね。私、実際この頃見ているのですが、東京の方面では幼稚園でも保育園でも、私立が多いと思いますけれども、それを売りにして生徒を集めている園なんかたくさんあります。外国人1人、教育だから外国人だけではだめだから、その園の中でやはり外国に行ってきた先生がいらっしゃるとか、そういうようなことで、4歳の子供の例ですけども、1週間に2回やっているような園も私、実際見ております。子供も家に帰ってくると、オー、ノーとか、私たちの発音ではとても言えないような、アップルのリンゴなんていうのもアップウというから、これは覚えてきているのだなと思って、いかに吸収というのが、吸収力ですか、高いの

かなと思っております。

英語の初期教育については賛否両論今までありましたけれども、今日に至ってはあまり反対する方いらっしゃらないと思います。そういうことが一つ、私、私的なこととお話し申し上げてあれなのですが、小泉元首相とか田中真紀子さんと私同じ年なのですけれども、あの人たちは立派な大学やいろいろあれですけれども、滔々と会話できますよね。私も年数にしたら10年前に英語の勉強したのですけれども、なかなか本当に恥ずかしいようなものでして、それからもう一つ、中国あたりに行くと小学校の校長先生というのは英語のペラペラしゃべれるのだそうです。私もそれやってきましたけれども、しゃべれませんけれども、そういうようなことを聞いた時に、これは平泉町の問題だけではなくて、県とか国にやはり働きかけて、予算的なこともいっぱい出てくると思うのです。本当にそれが大事なのだと思うのでしたら、県や国、平泉町だけの予算ではとてもやれないと私は思いますので、そういうような働きかけなども、私たち平泉町民みんなやっていかなければいけないのではないかと、そんなことを考えたりしております。

そして、もう一つは、教員採用が、小学校も中学校もそうですが、非常に難しい狭き門になっている時に、私10年も前から、では英会話のできる先生を採用するよと、全部のパーセントでなくていいのですが、そういうのを県教委でもやらないのかなとずっと思っておりまして、ある時にはそういうことも話したりしてございましたけれども、今はどうなっているか分かりません。

そんなことで、本当に放射能が一番、私もさっきから聞いていまして放射能問題一番先、それから本当に英語教育は長く私たちが苦勞している大きな教育の課題ではないかと、そんなことを思っております。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

これで大内政照議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

---

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、小松代智議員。登壇質問願います。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

私は、先に通告しておりました4項目について質問いたしますので、明快な、そして前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

質問の第1は、交通弱者対策としてデマンドタクシーを導入することについてであります。

このことについては、先の鈴木清紀町長や高橋一男町長にも何回か質問していますが、どちらも趣旨には理解されておりましたが、もう一步のところで躊躇されています。町内では、遠い長島はもちろんです、平泉地区の年寄りたちも通院や買い物で交通弱者になっているようです。そこで、町長はその対策をどう考えているか、まだ聞いたことがありませんので、初めてですので、その対策をお願いしたいと思います。

二つ目は、現在の患者送迎バスの利用状況はどうなっているのか。

三つ目は、最近の新聞報道によれば、一関市でもデマンドタクシー導入を考えているようですが本町はいかがかと。前に鈴木清紀町長や高橋一男町長の時点では、前沢とか福島須賀川とか、そういうところが導入されておりましたが、なかなか最後の一かぶりといいますか、頭を下げるというところまでは来ませんでしたので、その辺のところを町長は担当課長でもありますから、その辺のところを一つよろしくをお願いしたいと思います。

質問の第2は、町体育館の早期建設についてであります。

先にスポーツ関係の団体から提出されています請願の趣旨にありますように、スポーツの振興のみならず、いろんな集会や文化講演の開催のためにも是非早期の建設が望まれています、建設年度はいつ頃を目標にしていますか。また、今度の災害を想定すれば、避難所の役割も兼ねることになると思われませんが、建設場所はどう考えていますか、お聞きしたいと思います。

質問の第3は、放射能汚染の対策についてであります。

詳しくは1番議員が大分詳しくやっておりますので、半分ぐらいにしておきたいと思いますが、この問題は福島の問題ではなく、我が平泉町の問題になっているのだが、もう一つ町長はピンと来てないと。線量計は1台買ったようですが、それだけでは十分ではないと思います。今や食品の検査も可能な高度な機械、ある機械では2,000万円とか、そういう機械を購入しなければならない事態になっているのです。各スーパーなどは備えたようであります。

2～3日前のテレビでは、福島の本松市では青森の弘前大学からホールボディカウンター、WBC、ボクシングのような名前がありますが、ホールボディカウンターという機械を借りて市内の子供たち全員の内部被曝を調査すると報道していました。本町の子供たちの汚染対策はどうなっているかお聞きします。先程、大内議員が大分聞いておりますが、もう一度すかつとしたお答えをお願いできればと思います。

また、農作物でも特に毎日食べる米が汚染されているのではないかとということで大騒ぎになっており、新米が売れず去年の米がどんどん売れるという変な現象になっているようであります。米が出荷停止になったら農家はほとんどつぶれてしまいます。新聞報道ですよ、今月中に検査してその結果が出てくるようですが、本町としてはその汚染対策はどうなっているか、またその補償はどうなっているかお聞きしたいと思います。

質問第3の三つ目は、肉牛や子牛の出荷停止に伴って畜産農家が大打撃を受けたと思いますが、本町の状況はどうなっていますか、その補償はどうなっていますか。更に、酪農部会の牧草に汚染されているということで酪農の方々は草を買って食べさせているという実態でありまして、大変その経費が嵩んで大変だということになっておりますが、その辺のところはどのように調査さ

れて、どのような手当てをしているのか、東電に対して補償問題を言ってきたのかどうかです。その辺のところをお聞きしたいなというように思います。

質問の第4は、町内商店街の整備についてであります。

世界遺産登録により観光客が大幅に増えているようですが、5割増というような報道のようですが、それに対応する商店が少なく観光客に不評を買っているようです。その対策をどう考えていますか。いわゆる滞在型観光にするにはどうしたら良いかという、古くて新しい問題ということになるかと思いますが、そんなところをもし考えがありましたら一つご披露をお願いしたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、小松代智議員のご質問にご答弁をいたします。

初めに、交通弱者対策としてのデマンドタクシーの導入についてのご質問でございます。

最初に、町内に交通弱者が増加しているが、その対策についてのご質問にお答えします。

高齢者や障害者の皆さんに対する救済措置といたしましては、社会福祉協議会による福祉有償運送事業を利用させていただいております。この事業は、日常生活においてバス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難で車いす利用者や寝たきりの状態にある方を対象としており、主に病院への通院や公共機関に出向く時の交通手段として活用できるものでございます。また、交通手段に係るサービスといたしましては、交通弱者乗車券交付事業を行っております。これは低所得者の65歳以上の高齢者で通院や日常生活に不便を来している介護保険認定者や重度障害者の方、肢体不自由等で単独で交通機関の利用が困難な方に対し、タクシー料金の一部を助成する事業でございまして、現在、月額2,000円の助成をしているところでございます。

次に、現在の患者送迎バスの利用状況についてでございます。

議員ご案内のとおり、現在の患者送迎バスは、スクールバスの空き時間を活用して運行しております。昨年度までは、戸河内地区に週2回、東岳地区に週1回の運行しており、利用者数は戸河内地区では1日平均往復で17.1人、1回当たりの平均乗車数は片道で8.5人となっております。また、東岳地区では同様に1日平均5.8人、1回当たり平均乗車人数は2.9人となっております。平成22年度の利用人数を平成20年度と比較しますと、戸河内地区の利用人数に変化はありませんが、東岳地区の利用人数は若干減少している状況にあります。なお、今年度から東岳地区への運行を週1回から2回に増やし、長部と小島をそれぞれ週1回ずつ経由することで運行範囲を拡大すると共に、悠久の湯平泉温泉を経由させ、利用者の増加を図ったところでございます。運行路線を変更した今年度におきましては、8月までの利用状況を昨年と比較しますと、1日の平均で戸河内地区が1.3人の増加、東岳地区においてもわずかに増加をしている状況でございます。

次に、隣の一関市でもデマンドタクシー導入を考えているようですが、本町では考えはないのかというご質問でございます。

一関では、路線バスへの乗り継ぎの足を確保し、地区における公共交通利用者のニーズを把握

することを目的に、9月から11月の3カ月間、試験的にデマンドタクシーの運行を予定していると伺っております。一方、デマンド交通の県内での導入市町村の状況を見ますと、多額の導入経費がかかっており、本町では財政的には大変導入については現在のところ難しいところと考えているところでございます。しかし、高齢者など交通弱者とされる方々にとって公共交通は重要な交通手段であり、地域に合った公共交通の整備を図ることは大変重要であると認識をしているところでございます。町としては、今後、患者送迎バスの利用状況を踏まえながら、引き続き効果的な運行路線の検討を行うと共に、町が現在実施している福祉施策も併せ、より効果的に実施できるよう今後とも対応して参りたいというふうに考えております。

次に、町体育館の早期建設についてでございます。

平泉体育館につきましては、議員ご承知のとおり、耐震診断結果に基づき昨年度に解体したわけでございますが、以来、町内スポーツ団体の方々には学校開放など、限られた体育施設の中で活動時間を制限するなどしながら、それぞれにご協力をいただいで使用していただいている現状でございます。町内スポーツ団体等から8月10日付けで町長、そして教育長に対し早期建設を求める請願が提出をされております。提出後の意見交換の場では、各団体の方々から練習等のやりくりについて大変厳しいという状況や、施設のいち早い建設の必要性のご意見をいただいたところでございます。現在、平泉町体育館検討会議や平泉町体育館検討ワークショップにおいて、施設規模、機能、建設場所、財源見通し等について検討しているところで、今回いただいたご意見を踏まえながら、早期建設に向け努力して参りたいと考えているところでございます。

次に、放射能汚染の対策についてでございますが、子供たちへの汚染対策につきましては、子供たちを放射性物質による影響から守るための対策といたしまして、幼稚園、保育所、小中学校等の放射線量の測定と、それぞれの施設において一般的な管理や対応をお願いしているところであります。今後は更に放射線量の測定を継続し、また、予防対策や除染作業等の具体的な対策を状況に応じて実施して参りたいというふうに考えているところでございます。

次に、農作物の汚染対策及びその補償についてのご質問でございます。

このことにつきましては、消費者に安全な農林水産物を提供していくことを目的に岩手県が、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画に基づき、岩手県内で生産される農産物、特用林産物及び水産物の放射性物質の調査を実施しております。具体的に申しますと、主要野菜10品目、主要果樹2品目につきましては5月から出荷時期前に実施しております。これまで一関管内の主要品目、キュウリ、トマト、ピーマン、ナス、ネギ、リンゴについて調査をしておりますが、いずれも不検出という調査結果となっております。なお、野菜類の暫定基準値は放射性ヨウ素2,000ベクレル、放射性セシウム500ベクレルとなっております。

次に米、麦ですが、麦につきましては小麦と六条大麦について、8月上旬に岩手南農協といわい東農協のカントリーエレベータや保管倉庫に保管されているものを調査し不検出、または暫定基準値を大幅に下回る結果となっております。なお、穀類の暫定基準値は放射性セシウム500ベクレルでございます。

米につきましてはこれからの調査となりますが、まず収穫前の段階であらかじめ放射性物質濃

度の傾向を把握するための予備調査を行い、次に収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断する本調査の2段階で実施することとなっております。

本調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定基準値を超えるものが検出された場合は、市町村、合併したところは旧市町村単位で出荷を制限することとなります。なお、暫定基準値は500ベクレルですが、予備調査における一定水準はそのおおむね半分の200ベクレルとなります。また、本調査の結果が判明するまでは生産者は米の出荷、販売、譲渡、贈答を自粛していただくこととなります。

以上、申し上げましたとおり、県が中心となり消費者に安全安心な県産農林水産物を提供するための対策を行っておりますし、また、現在まで牛肉以外の県産農林水産物から食品衛生法による暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目はございません。牛肉につきましても、国からの出荷制限の一部解除に基づき放射性物質の検査を実施し、暫定規制値以下になったものを出荷しておりますことから、現時点において県産農林水産物は正常に市場に流通し、消費者に販売されているものと理解しているところであります。

今後、もし風評や暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目が確認され、出荷制限等により被害が生じた場合につきましては、原子力事故損害賠償請求の対象として、JAグループ、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会を通じて東京電力に対し損害賠償請求をすべきものと理解しておりますことから、損害賠償請求の対象となるよう国、県、市町村、関係団体が一体となった取り組みの推進に努めて参ります。

次に、畜産業への影響とその対策についてのご質問にお答えをいたします。

畜産関係につきましては、牧草、稲わら、堆肥出荷制限、そして解除と6月の牧草の調査以来現在まで県と一体となって放射能対策を行っております。牧草につきましては、いまだ一部地域において暫定基準値を超えており、引続き調査と新たな対策が模索されております。稲わらにつきましては、県において調査をした結果、肉用牛及び肥育牛に対する粗飼料の暫定許容値300ベクレルを超えており、乳用牛及び肥育牛への給与自粛が続いております。また、繁殖牛においても原発事故後に収穫された稲わらは現在、給与自粛となっております。

出荷制限につきましては、全国に流通していた県産牛肉の一部から食品衛生法上の暫定規制値500ベクレルを超える値が検出されたことに伴い、8月上旬に出荷制限の指示が出されましたが、全戸調査を実施するなどして、現在は岩手県が定める出荷検査方針に基づき管理され、牛については出荷制限は解除されております。堆肥につきましては、酪農と肥育農家が基準値を下回ったことから流通制限が解除されたところがございます。繁殖農家は引続き調査が必要なことから、緊急性の高い農家から調査を実施して参ります。

損害賠償請求につきましては、原発事故に関係してかかった費用が分かる領収書の保管を農家をお願いするなど、今後の賠償請求がスムーズに行われるよう指導して参ります。なお、東日本大震災による原発事故により被害を受けた畜産農家を含む農業者を救済、支援し、農業経営の安定を図るため、農協が貸付けを行う緊急融資に対して県や関係機関と共に利子補給を行うための制度を実施するため、本定例会に予算計上をしたところでございます。



次に、町内商店街の整備についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、商店街には空き店舗、空き地が見受けられる状況にあり、世界遺産の町としては、いさかきさびしい商店街となっております。これを受けて、昨年度より平泉商工会では、町内の空き地、空き店舗を活用してもらうことにより商売等を営む事業所を増やし、町の賑やかさを創出することを目的として、空き地・空き店舗情報をホームページで発信をしております。現在、ホームページでの発信につきましては、問い合わせも含め実績はなかったようですが、平泉商工会からは出店を後押しする対策として、町の補助の創設に対する要望をいただいているところでございます。要望のありました補助金の創設につきましては、他の事例等を参考にしながら検討してみたいと考えているところでございます。世界遺産登録を受け観光客が増加した今、当町は開業を望む事業者にとっては魅力ある町だというふうに思われております。今までの点の観光から線の観光、そして面の観光にするためには、商店街の賑わいの再生は不可欠だと思っているところで、現行の平泉町中小企業振興資金による開業資金の融資と併せ、空き店舗、空き地の利活用を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

それでは、順に質問していくわけですが、1番目の高齢者対策ですね、これは大分遠慮して質問したわけですが、町内の近くの人たちが、本当に11、12、13区の2区のあたりですね、それまでの年寄りの話を聞くと、あそこの診療所のところに行くのまでもタクシー使って、行き帰りタクシーだという話がちょこちょこ出てきて、そういう状態、さっき言った基準には当てはまらないのですね。障害者でもないしというような、そういう人たちに対して何かもう少し温かいものがないのかといったようなことを前の町長の時も、高橋一男町長の時はもう前向きに考えますなんて大きな声で回答していたのですが、そのうちに辞められてしまいましたが、鈴木清紀町長の時は、いや、もう俺が指示すればそれで決まりだということまでいっているのですよね。そのところが、途端にいなくなられたりして、そういう格好に陥って、全然このサービスがなっていない。

先程町長は多額の金額がかかると言いましたが、具体的に出してきたのですよ、高橋一男町長の時にも。前沢で700万円かかると言われたと、そういう答弁しているのですね。須賀川は280万円ですよ。それは議事録見てもらえればすぐ分かりますが、何年の議事録まで言ってもいいのですがね、ちゃんと議事録とってましたから、全部。それみんな全部調べて、そして見ましたら280万円です、須賀川市ですよ。市で280万円だとこの辺は50万円ぐらいで出るのではないかというような気がしますが、多額、多額とそういう抽象的な金額を出さないと、もう少し具体的に調べてみたらどうですか。観光客には、るんるんというバスがあつて何分かおきに回っているのですが、町民に対しては全然、1週間に2回とかそういう話でしょう。ですから、サービスがほとんどないというようなものだと思うのです。ですから、その辺のところを、

うんと銭かければ良いというものではありませんが、その辺の平泉らしさのデマンド、一関の真似する必要もない、前沢も真似する必要もないので、平泉らしきデマンドタクシーというものをつくっていったらどうなのだろうかということを、町長の腹としてどうなのかなということを聞いておきたいなと思って質問したわけでありますから、もう一度ちょっと答弁してください。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

確かに交通弱者の方々には、交通手段というのは本当はないという部分については考えなければいけない部分なのですが、ただ、私どもとすれば他の先進事例、前沢も含めて、福島の小高とか、一番最初にやったのは福島の小高だというふうに私とすれば記憶しております。もっと700万円、800万円ぐらい初期投資だけでかかる、そのほかに今度ランニングコストが、それぞれ人件費等々かかるというふうな話を聞いていまして、私どもとすれば今まで、当初、さっきの話ですが、県交通を廃止するのに伴いまして町営でそのあとを引き継いで様々な工夫をしながら対応したのですが、どうしても利用者が少なかったと、それが大きなところで廃止というふうな形になって現在に至っているわけですし、今回、先程申し上げましたとおり、患者輸送バスをもう少しサービスといいますか、町民温泉まで伸ばすとかですね、そういうふうなところでご利用いただけるような中身にして今取り組んでおりまして、なかなかそこまで、デマンドタクシーというのはどうしてもやはり時間のことも当然ありますし、本当に利用者のニーズにうまく合致するかなかなか難しい、それを調整する機能も当然必要だということで、その人件費の方がかかるというふうな話を私も聞いたことがあります。いずれ、それもどうしても最終的には予算的な話になってしまって大変恐縮なのですが、いずれもう少し、先程の、私も須賀川の例について承知していないものですから若干時間をいただいて、その情報を調べてみたいというふうな感じをしているところがございます。いずれ、ほかの福祉サイドで行っている事業も、どう組み合わせ、どう皆さんに利活用できる環境を整えていくかというのがやはり一番のところで、その中にデマンドという部分が入られるのであれば入れてはみたいというふうに考えております。いずれ、総合的なところをもう少し、今、福祉協議会とかやっている部署がそれぞれ違うものですから、そういうふうな方々、担当レベルでまずはその状況を把握しながら、どんなサービスが良いのか、検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

さっき言ったように、高橋一男町長の時は、もう本当に前向きに検討するとまで言ったのですからね。それ、ちゃんとありますから、平成19年の6月から12月か、その議事録見てください、ありますから。そのように前向きに答弁したのだからいいのではないかというぐらいに怒ったような声で答弁していますから、その辺のところを少し考えてみて、ぐどぐどと言わないで、はっ

きり検討するなら検討する、前向きに検討するとか、そういったような、ニコニコと笑った方が私はいいのではないかと思うのですね。その辺のところをお願いしておきたいなと思います。それは、るるんは県交通でやって、ただだから、だから平泉町でどんどん、どんどんやればいいのかということではないのですよね。やはり金がかかっても町として、年寄りの足としてそれは当然の如く設置しなければならないことなのですから、それを検討もしない何もしないということであれば、では何のために町長はあるのだというような、そういう格好になってしまいますから、その辺のところはもうちょっとシビアに検討して、どうしてもだめだ、今、公債費比率が18まで下りてきて、それでもまだ財政的に苦しい苦しいというのか、前の町長と似たようなことを言って、それで済ませるとは思わないですからね。ですから、もう少し、余裕があるのであれば、そんな700万円や1,000万円程度の金だったら何とでもなるぐらいの気持ちでやらないと住民サービスはできませんよということをおいて、これは終わりにしたいなと思います。

それから、体育館の関係は検討委員会でやっているということですから、それはそれなりに結論が出ると思います。ただ、一つ、何でこの体育館の請願が出ているのに質問したかという、なんか私があそこの体育館を壊させたような感じを受けまして、誤解を受けていますので、そういうことではなくて、清紀町長の時から、あそこを早めに修理しないとだめですよということをおっしゃってきただけです。一男町長の時にもそのように言ってきて、今度は遺産の段階になったら草刈りだ何だかんだと環境整備だとなって、どうもあの幽霊屋敷みたいなものが建っているから、それはもう何とかした方がいいのではないかとということが耐震の検査になったということなので、私が壊させたわけでも何でもありませんから誤解のないように一つお願いしたいなというように思います。そういう意味でも、是非早急に建設をしていただきたいということだけを申し述べたいと思いますし、スポーツ関係者ですからスポーツ振興だけを言ってきましたが、やはりいろんな、何千人単位とか、そういったような集会とか、そういったようなものの集まりの時に是非利用できるようなものに一つ作り替えてほしいし、先程言ったように災害を一つの頭に置かないと、どうも中学校のそばというのが一つ案としては浮かんだような気もするのですが、どうもあそこは水が浸きそうだと、水が浸きそうなところに避難所を建てても全然意味がないということなので、やはりもう少し高いところ、津波は来ないのだけれども、そういったようなものが来ようと何が来ようと避難所だということに一つ体育館をつくってほしいなというように思います。

さっき具体的に何かありましたか、ないね、検討するということだけです。

それでは3番目に、3番目は大内議員が大分やったからいいのではないかとありますが、いずれ東京なんかでは、やはりもう学校関係で土壌を入替えたり何かしているところも、東京ですよ、東京でももうそのようになっていると。ここを出してきているのは、今朝の新聞見ましたか。一関の、一関には放射性物質がいっぱい出ているのだと。それで、今、農産物を生産するのは間違い、畑に青酸カリが撒かれた、青酸カリを除けてから植えてくれ、悲しい現実だが東北の人を助けるには牛肉を食べるのではなく別の方法を政府はとるべき、除染してから取り組むべきだといったような中部大の教授で武田邦彦、私は6月議会の一般質問の時に参考にと本を読んでいる

のですよ、武田邦彦の。かなり日本は、国は本当のことを何で公表しないのかというような本なのですが、これは問題発言だとは思いますが、このように一関、平泉のところは、大内議員が口酸っぱくいうように全然遠いところではないと。いわゆるSPEEDIですか、あれから見るとここがホットスポットになっているのだと、確実に。写真も、これは今日の新聞ですよ、セシウム広く浅くというもの、日報の、これにも出ていでしょう、はっきり色が。だから、そういう面で、どうも町長以下、第三者的にまだまだ遠い話だというような、福島の話は何で騒いでいるのだと。今回の議会でも3人も4人も同じ放射能の問題をやるわけですが、何でそうなのかというのをもう少しシビアに考えていかないとこの問題は出てこないのですよ。

先程の教育長の話聞いていても、安全論なのですね、まだ安全論。安心安全論なのです。原爆は安全でも安心でもないのですから、だからかなり危険だということから走っていかないとだめなのですね。ですから、その辺のところを考えていくと、何々が、基準がこのくらい達しないから安全だとか何とかという議論になってしまうので、安全論からいくと。そうではなくて、自然よりももうちょっと上になっているということが確実視されている。そして適当な基準を設けて安心だ安心だと言って、原発のあれ爆発した時にあらゆるテレビに出てきている学者が何と言ったと思いますか。すぐには問題ない、すぐには問題ないと言ったのですよ。30キロも何も全部問題ないと言ったのですよ。その人たち、学者は今一人も出てきません、テレビに出てきません。そうなのです、出てこれないのですよ、はっきり言って。そこまで安全だと言いながら30キロ圏内はもう移転だというような話をするようになったら、あの学者たちは、東大の学者たちですが、その人たちはほとんど出れません、今。そういう実態なのです。だから、安全安心論をここでやったらだめなのです。もう危険だと、生徒にも少々でも上だったらもう危険なのだよと、特にここはホットスポットですから。危ないということがはっきり分かっていないですね、皆さんが、町長以下が。はっきりしていない。先程大内議員が口酸っぱく怒りながら言いましたけれども、まさにそうなのです。それが問題なのです。だから、もっともっとシビアに考えて、さっき金ヶ崎では対策本部を設けているよというような話をしましたが、当然平泉は金ヶ崎よりも高いのですから確実に設けなければだめなのです。

この間も全員協議会か何かで、冗談にはそういう課か何か設けなければならないのではないかというような話をしましたが、ここは本会議ですから、はっきり対策課とかね、そういったようなものを設けて、これは今今終わる問題ではないですから。セシウムは30年と言われていいますから、30年つきあわなければならない問題ですからね。ましてやあそこ、まだ屋根があればまた爆発するのでしょうかけれども、もう屋根がないのですから、福島原発は。あそこからいくら流れてくるか分からないわけですから。ですから、そういう実態を考えれば、ここに対策課があっても全然不思議ではありません。対策課でなくても本部でも何でもいいのですが、そういう専門に対策を研究する専門機関がなければ私はだめだと思いますよ、絶対進まないと思います。福祉課が片手間にアルバイト的にやっているような状態では全然だめだと思います。その辺は町長、どう思いますか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

現在は関係する課での検討委員会を立ち上げてやっているわけです。今、対策課なるものが、もう少しはっきりした担当する部署をつくるべきだというふうなお話でございます。いずれ、確かに一つの課だけでは対応はできない、教育委員会なり福祉、あと観光も含めて、横断的な部分が必要だというふうに思っております。いずれプロジェクトチームになるか、今の検討会をもう少し中身を検討できると思いますか、もう少し強めの組織をつくって、その対応をして参りたいというように考えてございます。

議 長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

それから、調査、調査と言っていますが、前にも言いましたが、6月に一般質問もして1台機械を買ただけでしょう。何百万する機械を買ったのかよく分かりませんが、いずれセシウムを地場で測るぐらいの機械だけでは何ともならないのですね。農協組織も、もう国や県に頼ってられないということで、もう何百万か、下手すれば牛肉なんかの場合は何千万、2,000万円するという機械を取り入れて、そして調査しているというような実態が出てきているわけですね。ですから、1台ぐらいでこれから調査しますなんて大きな顔しないでくださいよ、本当に。だめですよ、10台、40台ぐらい買って、もう毎日でも測るぐらいの気持ちをやらなければだめだと思うのですよ。福島のある市なんかだと各生徒に1人1台ずつ持たせたところもあるでしょう。それぐらいのところもあるわけですから、もう少し10台なり40台なり買って、そして調査していますというのなら大きな顔してもいいと思いますが、1台あって、家庭用のものがあって、それでもって調査しますなんてちょっと大げさすぎるのではないですか。もうちょっと冗談ではなくきちんとしたものを買って、100万円、200万円だったら町民の命を守るのであればそんなにそんなに惜しい金ではないと思いますから、その辺のところをきちんと測る必要があるのではないですか。もう少し買う気持ちが町長ありますか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今、もう1台は購入済みでございます。それで今週から毎日測定するというお話をといたしますか、もうそれはスタートさせていただいております。いずれ、先程も前の質問議員の方にもお答えしましたが、全行政区を対象に範囲を広げて、箇所数も広げて、あとは心配なところ、学校関係も心配なところについては調査をするということで、毎日これから測ってそれを公表していくというふうな体制にしているところでございます。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

学校機関では6月議会の時にも言いましたが、かなり濃度の濃いところがあるのですね。薄いところだけ測って測りましたと言われても困るわけですから、もう少し濃いところを何十件か測って、ここは濃いなというのが出てきますから、そういうところを重点的に測っていかないと測ったことにはならないのではないのかなというような気がします。

除染の関係で、除染をする薬品が出た、プルシアンブルーとか、なんかかなりきれいなあれですが、顔料、いわゆる顔に塗る薬なそうですが、プルシアンブルーと言って、それがセシウムを吸収するというような薬品があるのだそうですね。だから、それなども研究して、さっき言ったそういう機関で研究して、どうしても濃いところがあるのであればプルシアンブルーを撒いて、そしてセシウムを吸収して、そしてそれらを保管しなければならないわけですが、それらをやるというような形のものをやる必要があるのではないか。土壌を全部交換するなんていうのはとんでもない話ですからね、できないと思いますので、先程の機械の話はもうちょっと高度なものを買って農産物も測れる、牛肉も測れるというような、そういったようなものまでいかないと、それは県でやるべきだ、国でやるべきだというようなことを待っていたって、そのうちにこっちの方がきしまるとい、そういう状態ですから、国や県は待ってられないのだから。さっき農家の話をしましたが、農家でさえもしょうがないから、もう自分で買って、そして毎日測っているという、それが実態なのです。そういう意味では、もう少し公的な機関は高度な機械を買って、一般の個人が測れないようなところは役場がやりますよというぐらいの気持ちを持たないと、一般と同じようなものを持って同じように測ったってどうにもならないのではないかと思います。一つ私の願望ですが、もう少し高度な機械を買ってきちんとやるべきではないのかなと思います。

それから、さっき言いました武田邦彦というところの、これ新聞見たでしょう。見たと思いますが、これはかなり、この人が本当のことを言っているのか言っていないのかよく分かりませんが、ただ、一応その資料は何だということは紹介して、そしてそれが暴言だったということであれば、やはり勝部さんがもう文句を言って抗議したというのですから、平泉が黙って抜けているというわけにはいかないと思うのです。その辺のところを一つ、きちんとした体制をとるべきだと思いますが、町長どう思いますか。読んででしょう。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

この記事は読ませていただきました。私もその番組を直接見ている、ユーチューブで見れば見れるという今日の新聞内容でございますが、ただ、一関市というやはり実名を、市の名前を出したということが問題なったのかなというふうに思いますが、確かにホットスポットなりそういうふうなものが確かに事実としてあったといういろんな週刊誌なり新聞等にも出ておりましたし、

その辺のところは一応情報としては入っております。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

入っているではなくて、どう思いますか、どういう行動をとるのですかということ聞いたのですが。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

ですから、どういうふうな、この文言だけを見れば、やはりこの地方に対して大変遺憾だというふうにしかならないのですが、ただ、それが武田先生のやはり持論なるものも分からないと、むやみに反対だとか、これにいいとかというふうなことは簡単には言えないのかなというふうにしてございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

農産物の関係、先程農林振興課長は今月中に県で調査してというような、そして結論も今年度中というような話をしましたが、新聞報道によると米は今月、今もう検査しているのですね、あるところでは。今月中に検査してその結果が出てくると、もちろん出てこないと出荷できませんからね。だから当然今月中だと思いますが、その辺の、今年度中に何をやるのか、今月中にやるのかやれないのか、その辺のところをもう一度確認しておきたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕毅志君）

先程、大内議員に対しての答弁につきましては、今月中という内容につきましては農地土壌の調査でございます。土壌の調査につきましては今年度中に実施するという方向でございます。それで、米につきましては、予備調査におきましては一関、平泉、藤沢とも9月5日に試料の採取は終わってございまして、9月9日にその結果が公表される予定でございます。本調査につきましては、平泉町につきましては9月19日から21日の間に採取予定でございまして、公表については9月22日頃の予定という状況でございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

わかりました。

肉牛の関係で市場が20%ぐらい落ちたのですね。それらの関係についてはどういう補償がさ

れているのですか。その辺、農林振興課長。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

現在で市場価格についての下落についての補償という形の具体的な方法等については示されて  
ございませんけれども、今後、市場等の調査を行いながら確実にその減額が正当なものだとい  
う形のもが判断された場合については、先程申し上げた県の損害賠償対策協議会を通じて請求  
する方向にあるものでございます。いずれ、現在進めているのは、まずは酪農家の餌代が喫緊の  
課題でございまして、その餌代について当面は請求するというふうな形の今、事務手続きをとっ  
ている状況でございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

その酪農の餌代ですが、これは平泉3件ですか、3件だけですが、いずれ3件とも須川牧野の  
あたりなのですね。そこが今ストップになっているということなのですね。ですから、どうして  
も牛を殺すわけにいきませんから、買って食わせているというのが現状だと思うのです。それを  
東電にやるのがそれはそのとおり筋ですから、東電に賠償してもらうのが当たり前なのですが、  
即来ないのですね、即補償金が来ないというところで大変困っていると。ここではないのですけ  
れども、大きなところはもうお手上げだと、倒産だといったようなところもかなり深刻になっ  
ているという実態があります。平泉の当然何頭でも厳しいことは厳しいわけですから、それらに対  
する立替えといえますか、県あたりがやってくれば一番いいと思うのですが、県もやらないと  
いうことであれば、町が一時的に何らかの手当てをしなければならぬのではないのかなという  
ように思いますが、町長、どう思いますか。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

国、県、または町による立替えという形の制度の方向性はまだ決めてございませんし、今後も  
そういう形になるかは分かりませんが、現在考えているのは、町長の答弁の中でも申し上げ  
ましたけれども、JAが実施します東日本大震災対応にかかわる緊急資金ということで、今回  
の原発事故にかかわって被害を受けた農業者に対しての資金の無利子の貸付制度は実施する予定  
でございます。いずれ、これについては上限額は500万円ということで今実施する方向で、岩手  
南農業協同組合等の農協サイドでは貸付けを実施しているところでございます。それに対して平  
泉町におきましては、今回の9月定例議会の補正予算に対し利子補給の予算計上をさせていただ  
いたところでございます。

以上でございます。



議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

県がやるべきだ、JAがやるべきだというような押付けはやめて、どうしてもどこもやらないというのであれば町がやりますよというぐらいの気持ちを持っていただければと思います。

あと5～6分しかないものですから、次の第3は切上げます。

質問第4は商店街ですね。先程言ったように古くて新しい問題、滞在型、新聞にも大々的に大きく、滞在型観光をどうするのかなんて上がっていますが、これは何回も言われても同じような答弁しか出てこないわけですが、岩手日報、平泉観光客5割増、通過型脱却が課題と、こういったような大きな見出しで出ておりますが、やはりいろんなイベントがどうのこうのということではなくて、イベントはやるべきだと思いますけれども、イベントをやって、いっぱいお客さんを集めても、それらをお金をおろしてもらおうというところがないのですね。全然その辺のところがなく、お祭りやって満足というような格好に今のところなっているというような気がしないでもないわけですね。ですから、それらのところをどのようにしてつなぎ止めるのかというのを、やはりみんなで本気になって考えていかないとまずいのではないかと思うのですが、その辺、町長なり観光商工課長なり、何か考え方ありますか。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

確かに平泉は典型的な通過型観光地でございますが、中尊寺、毛越寺来て、すぐほかの観光地に行くという観光地になってございますが、ただ、今度、世界遺産登録になりまして、世界遺産の構成資産がコンパクトにできておりましたので、中尊寺、毛越寺以外にも町内を歩いてもらうような形の観光を目指していきたいと思っておりました。そういう目指す形の中では、やはり歩いてものを買ってもらうとかお茶を飲んでもらうとか休んでもらうとかという施設がほしいわけですから、商工会と今後そういった空き店舗で出店してもらうような形をこれから取り組みをしながら、歩いても楽しい通りをつくっていければ観光客もお金を落としてくれるのかなと今考えているところでございます。

議 長（青木幸保君）

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

水かけ祭りなんかの場合のあれは観自在王院にみんな集まるわけですが、やはりその発想も悪いわけではないのですけれども、どうしても町内がさびれてしまうという、そして1カ所に集めると、仮に観自在王院だけではなくても、駐車場なら駐車場に集めても、どこかで集めてしまうと、もう町内ががらんどろというような格好になるのですね。ですから、そうではなくて、やはり昔のお祭りなんていうとずっと全部店が出て何らかの活気があったという、そういう線がほとんど今1カ所に集めて、そこまで行かないとお祭り気分に入れられないというような、だから町民が

ますます参加しなくなるというような線が出てきているのではないのかなというような気がしますので、もう一回町の中に下ろすというような格好で、イベントの時は特に暫定的な小屋でも何でもいいですから、1日もてばいい、2日もてばいいというような、そういう小屋を建ててそこに賑わいをつくるというような、そんな発想もあってもいいのではないかと。どうも1カ所に集めるとお祭り見ない人が悪いのだみたいな、そんな格好ではやはりちょっとうまくないので、誰もがみんなお祭り参加しているのだよというような、町の中が全部お祭りよと。先程藤沢の例を町長が言ったように、やはりみんなでお祭りやっているのだというような雰囲気を持たせる必要があるのではないかと。特に大文字祭りは、特に私すぐ裏で見れるものだから後ろで見ているのですが、あそこの原っぱを何で利用しないかなというような気がするのですね。大原っぱ、柳之御所の、ずっとこっち側には来れませんが、私の方の家の近くは大原っぱがあって、あそこから確実に見れる、だから橋の上が危ない危ないなんて言っていないで、みんなこっちに誘導するというようなそういう体制をとる。そしてそこに似非店みたいなものをつくって、ビールでも飲みながら大文字を見るといったような、そういうものがあって、そういう発想があつていいのではないかと。私一人で草むらにぽつんと立って見ているのはなんか申し訳ないような、一人で大文字さらっているような感じがして申し訳ないような気がしますので、その辺のところを一つ考えていただければいいのではないかと思います。時間になりましたので終わります。どうもありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで小松代智議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

---

休憩 午後3時15分

再開 午後3時30分

---

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

引続き一般質問を行います。

通告3番、阿部正人議員。登壇質問願います。

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

先に通告しておりました4件について質問いたします。

1件目ですが、世界文化遺産登録に対する今後の課題についてであります。

先般、6月26日、パリで開催されたユネスコの第30回世界遺産登録委員会にて、菅原町長、達増知事が見守る中、勸告どおり柳之御所遺跡は構成資産から除外されたものの、平泉の文化遺産の5資産が世界遺産登録されました。この知らせの瞬間、私は諸手を挙げて喜びました。この嬉しさは、平泉町民はもちろんのこと、県民、そして国民全体の喜びであったでしょう。平泉の

浄土思想を表す遺産の価値が世界に認められ、国内の文化遺産としては12件目で、北海道・東北で初めてであります。郷土に住む私たちにとって初代藤原清衡公が築いた貴重な構成遺産を将来に向けて継承していかなければなりません。

そこで質問します。

1点目、平成23年3月11日発生しました東日本大震災における風評被害による観光客が足止めになっていました。登録後は目覚ましい増加が見られています。今後の動向はどう見ているのでしょうか。

2点目、既に登録済みの島根県の石見銀山、北海道の知床湿原等は1年、2年で訪れる観光客が減少しております。平泉としては持続可能型に向け、町の将来ビジョンはどう考えているのでしょうか。

3点目、中尊寺、毛越寺両山を中心とする観光だけではなく、滞留型観光を目指して家族連れ、子供のレジャー施設及び観光型農園、更には自然を満喫できる施設等の振興対策はいかがでしょうか。

2点目、道路改良整備についてであります。

平成20年9月定例議会で高橋町長にも一般質問しましたが、あまり良い答えが返ってきませんでした。8区、大平線の道路改良、または維持修繕の件であります。住居戸数は少ないですが、付近の桃の湯温泉の開業もあって、路線使用も年々増えています。特に通行時の碎石の粉塵の巻き上げ、また、雨天候時の路盤材流出による排水詰まり、そして路盤の凹凸による車両の腹部損傷などの対応が地区民から望まれています。修繕を考えてはどうでしょうか。

3点目、東日本大震災についてであります。

1点目、福島原発による放射能物質影響による今後の人的被害及び農畜産物への被害はどう考えていますか。また、町として独自に町民の放射線量の測定結果の報告も今後も積極的にすべきと思うのでしょうか。

2点目、震災被害の公共施設、道路等の早急な復興、復旧等が望まれますが、今後の復旧予算はどう反映していくのでしょうか。

3点目、一般家庭や諸団体の施設の被害状況はいかがでしょうか。見舞金や補助金の対象はあるのでしょうか。

4件、水道施設の本管敷設における補助基準についてであります。

1点目、水道本管については現在、家屋の末端の2戸までの敷設は補助対象になっているようですが、末端部への敷設も考慮しても良いのではないのでしょうか。

以上、町長の明確なご所見をお願いします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、阿部正人議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、世界文化遺産に対する課題についてでございます。

第1点目の観光客の今後の動向についてのご質問でございます。議員ご承知のとおり3月11日に発生しました東日本大震災では、当町の観光に大きな影響を与えたところでございます。観光客の入り込み数ですが、4月は前年比マイナス86%、5月は東下り行列を中止したためマイナス72%と大幅な減少となりました。しかしながら、世界遺産登録の発表直後から状況が一変しまして、6月には前年比マイナス14%でありましたが、7月にはプラス36%、8月には集計中でありまして、7月以上の伸びが見込まれており、今後も引続き増加が予想されているところでございます。

今後の動向につきましては、来年の4月から6月までJRの岩手デスティネーションキャンペーン、平成25年4月から6月までは仙台・宮城デスティネーションキャンペーン、翌年にはアフターデスティネーションキャンペーンが予定されていることから、2～3年についてはプラス30%で推移するものと予想をしているところでございます。

次に、他の世界遺産登録地の現状を踏まえた今後の取り組みについてでございます。

議員ご指摘のとおり、既に世界遺産登録になっております何カ所かでは、観光客の数は登録後1～2年経過すると徐々に減少しておると聞いております。当町でも何も対策を講じなければ既存の登録地同様減少することは予想されるところでございます。現在、その減少率が少しでもなだらかなるようになり、ハード面では駐車場の満空情報の提供や臨時駐車場の整備、二次交通の充実などの渋滞緩和対策、ソフト面ではお土産屋や飲食店などでのホスピタリティの向上、町固有の食事やお土産などの提供によりリピーター確保に努めて参りたいと考えております。

次に、新たな滞留型観光を目指すための施設等の整備についてでございます。

現在、当町を訪れる観光客及び観光エージェントの造成するツアーは、中尊寺、毛越寺を巡る旅行を組み立てております。当然のことながら世界遺産の構成資産である中尊寺、毛越寺を外した観光ルートはあり得ないため、その前後にいかに関心を発信し、観光客に町内を周遊してもらおうかが大きな課題となっております。その方策としては、議員から様々なご指摘をいただいておりますが、まずレジャー施設の整備については、景観条例等の規制があるため、ほかの地域と同様な施設は現時点では難しいというふうと考えております。しかしながら、景観に配慮できるような、例えば観光型農園については農業法人やそれぞれ団体などで取り組みが可能かどうか、また自然を満喫できる施設については既存の大文字キャンプ場や木工芸館を活用した魅力ある企画やイベントを実施できるかを旅行エージェントの皆様を含めて協議を図って参りたいと考えているところでございます。

次に、町道大平線の改良についてでございます。

議員ご案内のとおり、本路線は大変勾配が急で砂利道であるということから、地元の方々には特にも雨天時に路面等の損傷で大変歩きにくい道路になっているということで、町としては頻りに道路調査を行い、その都度、碎石の補充なり建設機械による路面の不陸整正等で管理を行っているところでございます。抜本的な維持修繕につきましては、先程申し上げましたとおり、道路勾配が急であることから道路改良工事による路面の舗装、側溝の整備が必要と考えておりますが、交通量を見た場合、他にあります道路改良の要望路線に比べて若干ですが、優先順位が低いので

はないかというふうに考えております。したがって、今後ともこまめな維持管理を行い、利用者、住民等にご不便をおかけしないように管理して参りたいというふうに考えております。

次に、東日本大震災についてのご質問でございます。

初めに、放射能の人的被害及び農作物への影響と町民への放射線量の測定結果についてでございます。

今回の原発事故による放射能の人への影響についてですが、空中線量は国の低減対策の指標を下回り、食物も食品衛生法による管理のもと流通しており、現段階で健康被害が生じるといった状況にないものと認識しております。また、農作物への影響については、現在、県において調査を実施しているところでございます。今後も県による調査が実施されますので、その状況を注視し、適切な対応を図って参りたいと考えております。なお、放射線量の測定及び公表に関しましては、その方法や対応を改善しながら継続して積極的に公開をして参りたいというふうに考えてございます。

次に、震災による公共施設、道路等の復旧についてのご質問です。

7月末までに公共土木施設災害71カ所、公共下水道施設災害3処理区、農業用施設災害2カ所、そして農業集落排水施設災害1施設の国による災害査定が終了しましたので、現在工事発注作業を進めている最中でございます。復旧予算につきましては、先の6月定例議会で予算議決をいただいているところでございます。なお、公共土木施設、公共下水道施設につきましては、総査定額に対する補助金交付決定が通知されましたので、今年度中に全ての災害工事を発注したいと考えております。また、農業用施設災害、農業集落排水施設災害につきましても、国からの補助金交付決定があり次第、順次工事発注をして早期の復旧を図りたいと考えております。

次に、建物の被害状況と見舞金や補助金についてでございます。

震災による被害状況は各行政区長に一般家庭の調査を依頼し、報告された件数は184世帯であり、町で罹災証明を発行した件数は民間事業所も含めて126件でありました。この中で大きな被害となっているのは民間会社の建物1件のみで、一般家屋では被害の大きいと思われる箇所を何件か調査をしましたが、一部破損でありました。一般家庭の全壊や半壊に対しては、被災者生活再建支援金や義援金が支給されておりますが、当町では該当する被害がないため支給はされておられません。なお、町への義援金につきましては全て公共施設等の復旧費に充てる予定としているところでございます。

次に、水道本管の末端部の敷設についてのご質問でございます。

現在、上水道、簡易水道の配水管は国庫補助事業により敷設したものが大部分であります。その当時、補助規定により末端2戸までの配水管敷設が補助対象とされたことから末端2戸までの配水管がそれぞれ敷設されております。末端1戸に水道管を敷設した場合、配水管ではなく給水管と見なされ、給水管は給水者の費用負担による敷設とされております。確かに配水管より離れたところに住居がある場合、水道管を引き込むには多額の費用がかかることは承知しておりますが、これまで今お話しした内容を過去にも説明してご理解をいただいて水道の復旧に努めて参りましたが、このことから、今後も基本は変えないで参りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

それでは、細部については順を追って質問して参ります。重複、前質問者、同僚議員が質問しています放射線の問題と重複すると思いますが、それはそれで割愛されても結構でございます。

それでは、まず文化遺産に対する今後の課題ということでございますが、今まで3月11日、3.11というこの被害によって大分大変な、本当に両山に観光客も見えないほど、1人も見えないほどなんて言い過ぎればそういうような状況であったのですが、ここに世界遺産の登録によって町も活性化になってきたということで大変ありがたいものだというふうに思っておりますが、それで、この状況を見ますと昨日ですか、約2カ月あまり、岩手日日新聞ですね、寄せられた記事によりますと観光客の調査が上がっていましたが、特に8月13日～16日の4日間で6万人ということですね。4日間で日当たり1万5,000人ですから大変な入込み数であったのかなということで、前年同期という数字が把握していないという、これは観光課の話だったのかと思いますが、いずれ町営駐車場の利用台数も前年の2倍とかね、県交通の平泉の巡回バスるんるんの乗車も人員が3.7倍、前年に比べ、本当に大変な入込み数であったということで掲載されてきました。

そういう中で、私はこういう思いを心配しているわけですが、歴史、世界文化遺産に来る観光ということではないのでしょうかけれども、ただ、町の活性化には大事なことでありまして、今後の行方というのが本当に心配するわけでございますが、これも岩手日日ですか、心配する内容、これは9月6日のあれですが、平泉町を訪れた観光客がとんぼ返りせずに、県南地方で周遊する観光メニューやルートの開発を求める声が多く寄せられたと、こういうことですが、私も先程6番議員が話しました滞留型、これは本当に必要だろうと、こういうふうに、これは何とか考えなければならぬでしょうというふうに思います。

それで、皆さんのお手元に、これはよそのですが、これは先程町長もお話ししていましたが、減少するのだという、それは今までの過去の推移を見ておりましたから、先程お話ありましたが、ここのお手元の石見銀山と知床と、日光は平成11年登録、これは登録後その辺の集計がなかったわけですが、まず石見銀山においても、登録が平成19年でございます。これが35万548人ということでございますが、平成20年には44万9,386人と、登録になった年にはかなり128.20%と、前年度ということでございます。平成21年には32万人、だんだん下がってきているんですね。そういうようにですが、これは平成19年に対比しますとパーセントで申しますと平成20年には増えています、28.2%の増、平成21年には、これは平成19年対比ですよ、この資料は前年対比ばかり書かれていますけれども、マイナス8.4%と、平成22年にはマイナス12.1%と、平成19年登録に対してですよ。

それから知床、これは自然遺産でございますが、これが平成17年でございます。これになりますと、平成17年ですから入込み数が173万2,029人となっておりますが、平成18年に165万6,448

人、平成19年度143万6,191人と、平成20年には131万8,000人、いずれ、これは平成17年ですが、平成17年対比で申しますと、これもこれ毎年、前年前年となっているから、この資料はね。平成17年に対して申しますと平成18年はマイナス、もう下がってしまして4.5%、平成19年が17.1%、平成20年には23.9%、こういうふうになっておるわけです。

何を言わんとしているのかなということですが、私はこれに基づいて平泉も、歴史の町ですから100万~120万人は今まで過去の観光客来ておりまして、これを持続可能型に何とかならないのかという思いを持っているわけでごさいます、それには先程もお話しましたが、この質問の要旨の中でもそういう滞留型には何があるのかということでごさいます、先程町長もお答えにもありますが、お土産のハード面から、ハード面、駐車場の無料とか、無料というか、そういう開放とか、またソフト面ではお土産品の開発等いろいろなそういったものも考えているということですが、私は、これ40年ほど前ですか、平泉にヘルスセンターとか子供たちのタワー、平泉タワーなんてあったのですね、西洞一郎さんの時の町長でしたか、あの時、私は本当に鼻垂らし小僧だったのですが、あの頃はよく行ったものでしたけれども、いずれ、なかなかものだなと一時は相当の人で賑わったわけでごさいます。その後、あっという間になくなってしまったのですけれども、消えてしまったのですが、私はそういうような面から、何か人を集める、子供たちを使うというのは失礼ですが、そういうの、歴史ばかりでなく、それを含めたもの、または先程町長も話したが、束稲というか長島の方のね、あっちの方に何か農産、見る農産ですか、こういうようなこと、私もこういう、例えば子供が遊べるとか、それから農業ね、観光農園、例えば柿もぎをしに来るとか、大胆にですよ。山をね。それからブルーベリーを植えるとか栗もぎとか、秋であれば栗もぎながら観光に来るとかね、柿をもぐとか、または今度は場合によっては水辺の環境というか、北上川を利用した船下り、前もやったのですかね、船下りなんて。水辺と環境、こういったところで水遊び、船の遊覧とかね、こういったものをセットして、そういったものを何か考えられないかということを感じるが、そのあたり、ちょっと町長は触れましたけれども、もう少し思い切ってその辺の考え方は観光面、せつかくのあれですから遺産登録を含めて考えてもらいたいと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。観光農園の更なる考え方、または水辺の環境、または北上川の魚釣りでも、太田川に魚を、太田川に少し水をためて魚を放して子供たちが来て魚釣りをするとか、そういった、それはボランティアで、NPO、ボランティアを使って、その辺に魚を放して少し堤防、せき止める土などを、建設業でも協会でもいいからそれらを利用して、そういうようなものとか、少し水をとめれば結構太田川で、我々幼い時は太田川で水遊び、水泳したり、今はなかなか水泳も何もできなくなっただしょう、太田川で飛び込んだり何なりしたのですが、魚とりもしたのですが、今はそういう場面が一向見られなくなった、何も見えない、そういうようなところの考え方、いかがでしょうか、そのあたり。考えをお願いします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

新たな観光施設の創設というふうなお話だというふうに思います。確かに子供が集まる、楽しめる、そういうふうなものはどうしても必要なのかと思いますが、ただ、平泉という、今回、世界遺産になった根底において、やはり基本的にはそこから考えないといけないのかというふうに考えております。ですので、私、先程の答弁で申し上げました自然を生かした今ある既存のやはりそういうふうな施設を利用することをまずは考えてみたいと。新たなレジャー施設、確かに私も今の住宅団地になっているところに遊園地等、回転タワーがあった記憶はあります。でも、あれが本当に平泉として、これから町、基本的な仏国土、浄土、そういうふうな町づくりを目指す、世界遺産という町を目指す中では本当にそれが必要かどうかという部分も考えないといけないのかというふうに思っております。

あと、今の水辺の関係がございまして。近年といいますか、最近は本当に川のおかげさまで、いろんな下水を入れてもらったりということで環境にいろいろとご配慮していただいておりますが、なかなか川の浄化にというか、今、議員がおっしゃられたとおり川遊びというものができないような環境になっております。それは行政もやらなければいけない部分はあるのですが、やはり大きな家庭雑排水とか、そんな自然といいますか、浄化だけではできない、やはり各家庭での対応等もやはり必要な部分になろうかというふうに思います。いずれ、これは別な形で、別な問題として考えなければいけないのかというふうに思っています。いずれ、先程の繰り返しになりますが、本当に今ある施設をどう有効利用しながらやっていかなければいけないのかと、やはり大きいところは景観という部分が平泉に求められておりますし、それをやはり売りに、平泉に来ていただいた方がもう一度あの景観を見に行きたいねと、行ってみたいと、やはりそういうふうなところを進めていくというふうなことで、あとは今、昨日からですが、夕べから中尊寺通りの事業化について説明会を県の方でしております。やはり町並みをみんなで何とかしようということが岩手県を動かして、電線地中化というふうな今、事業化になっております。そういうふうなところを少しずつでも変えれば、来ていただける観光客がきれいな通りだねと、もう一度、今度は家族を連れてこようと、やはりそういうふうな町づくりをしていきたいというふうに、基本的にはこれから考えていきたいと思っておりますので、新たなレジャー施設とかそういうふうなものはちょっと平泉にどうなのか、その辺は議論する部分なのかなと思っておりますが、いずれ皆さんとその辺は話をしながら進めて参りたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

2 番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

是非前向きな発想の転換をお願いしたいと思いますし、また、若い商工観光課長でもありますし、これ次世代を背負って、やはり先導役でもあります。商業観光の発展、こういった未来の創造、こういったものも一つあるだろうと思っております。その辺を聞かせて、また、農林振興課長には自然を生かした農業観光、そういったものの考え方あるのかなのか、そういうところを聞いて



みたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

未来のと言いましても近いうちに、近い未来ですけれども、やはり先程も小松代議員のお話、答弁にありましたけれども、いかに平泉の町を歩いてもらうかということですので、先程は周遊する観光、あとは体験してもらうという観光も考えてみたらどうかと思います。地域住民の方でも、例えば大工をやっている方とかカラクリ屏風をやっている方がおりますので、あとは伝統工芸をやっている方がおりますので、その方々と観光客がふれあいして体験をしていただくとか、そういった形で滞在してもらって、あとは経済効果も波及してくるのかと考えております。

議長（青木幸保君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕毅志君）

自然を生かした対応等というようなことでございますけれども、先程、町長答弁の中でもございましたが、特にも新たな開発を伴わないでできるということであれば、今ある西行桜の森の施設を、木工芸館、大文字キャンプ場等ございます。これらの有効活用によって、もしできるのであれば観光業者、エージェント等との連携に基づいた取り組みも可能であるかと思っておりますし、あとは中尊寺の山であったり土山にありますウォーキング・トレイル等を活用したいろいろな形のイベントも活用できるのではないかと思います。いずれ新たな開発が伴いますと景観等の阻害要件にもなってきますので、それらに考慮した形での対応を現在ある施設の中での対応が望ましいものと考えてございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

平泉は歴史に優れたあれですから、100万人とか一時120万人、今後の推移として平泉町、町でこの世界文化遺産にかかわって、この人数というか観光客ですか、訪れる方々、この辺の人数はどういうふうに、査定するならばプラス思考に見るのかマイナス思考に見るのか、その辺をお伺いしたいなど。日光では遺産登録になっても、なる前のはちょっと持ってこなかったのですが、依然として増えているのですよね。これはもう600人ですね、平成13年は610、これ平成11年の登録ですけれどもね、610万台です、ずっと。平成19年651万人ですよね。平泉の100万人、120万人というのは維持できるのかどうか、これはそのあたり、維持できるというか、その辺の人数を呼び込みできるのかどうか、入込み数が。その辺の思いというのはどうなのかということで、そこら辺を町長にお伺いしますし、また、文化施設でもいいのではないかと、文化講演をやるとかギターの演技とか何でも、文化講演でも資料つくって、そこに人を寄せるという、そういうような、国立博物館を呼んで博物館をつくられてね、一生懸命運動なされて、博物館持ってきて

観光客それぞれやるとか夢みたいなこと語って、これあれですけども、そうではなくて、または今言った文化施設をつくって文化講演、文化施設は別につくらなくても今の体育館を、先程出ましたけれども、体育館を少し、体育館なり何なり変えてつくり方を考えてやるとか、そういったものはいかがでしょうか。その辺、お伺いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

今後の平泉の観光客数の入込みの推計ということでございますが、先程町長の方からもお話ありましたが、今年度は震災の影響で当初は30%増と見ておりましたが、大体10%から20%くらいの見込みでございますが、平成23、24、25年につきましては大型の観光、destinationキャンペーン等々が岩手県、宮城県でございますので、30%の見込みを見ているところでございます。なお、付加えますと世界遺産登録なった観光地、地域をちょっと調べてみますと、もともと観光地であるところにつきましては観光客がどっと増えるということではなくて、同じペースで推移しているというところでございますし、あとは石見銀山みたいにもともと観光地ではなかったところは、どっと上がりまして下がるという傾向、石見銀山の場合はたまたま登録後、観光客がどっと押し寄せまして、地域住民の方々が景観が破壊されるということで入場を規制したことから観光客が減っているというところでございますし、あと議員さんが資料を持ってきました知床につきましては、これは本当に一過性のものだったそうです。どっと上がってどっと下がる一過性のものという、世界遺産登録なった地域についてはこういった3パターンの観光客の入込みの推移があるということだけはお知らせしたいと思います。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

先程の文化講演とか何かそういったものが、文化講演というか何かそういった行事は考えがないのですか、そういう考え方はないですか。会場にして、体育館でも何でもいいのですが、そういったものはいかがですか、そういう考え方というのは。つくりを、体育館のつくりを少し考えるとか、ちょっと工夫を考える、そのあたり、いかがですか。時間もないですから、ちょっとだけその辺、お伺いしたいと思います、町長ですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

文化的な行事をやるということ、今もそれぞれ町なり、そのほかの団体、協会も含めてそういうふうな文化講演といったものはやっておりますし、中尊寺も本堂を開放したり、あとは能舞台を使っているような音楽関係の部分を、イベントをやったりというふうなことはしておりますし、今後もやはり平泉という、やはり歴史的なもの、文化的なところ、そういうふうなレベル的な

ころを上げていく必要があるのかというふうに考えております。そのための施設というようなものは新たに作るというのは大変難しいですし、今ある施設、特に平泉小学校の体育館などはすぐにでも階段状で一席がすぐできるというふうなものもあります。あの施設も十分活用していればいいのかというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

今度の中学校の、先程も請願書出ていましたけれども、中学校ではなくて平泉町体育館ですか、あれもそういう含みを、いろんな方向から多方面考えて建築なされればいいのかというふうに思います。

それともう一つですが、今後の、この間、9資産が5資産になったのですが、4資産の一生懸命これから登録の申請、例えば柳之御所、これ除外されましたけれども、また、一関の骨寺荘園、奥州の白鳥館遺跡、平泉の達谷窟、こういったものの今後の再挑戦、そういったものをちょっと、今後のスケジュールというか、そういった考え方を触れていただければということですが。

議長（青木幸保君）

千葉平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉秀樹君）

今後ですけれども、追加登録ですね、目指して進めて参りたいと思っております。

以上です。

議長（青木幸保君）

今のスケジュールについて、その追加登録するのにスケジュールについての質問。

千葉世界遺産推進室長。

世界遺産推進室長（千葉秀樹君）

スケジュールはまだはっきりしておりません、これからでございます。これから国、県、あとそれぞれの市町村で協議して進めていくこととなります。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

今後の一つの大事な課題だろうというふうに思いますが、是非残った4資産、追加登録を目指して暫定リスト申請をしていただきたいというふうに思います。

それでは、時間の関係ありますので次に移りますが、道路改良の件で大平線ですが、やはり先程、頻繁には修正行っているということですが、非常に砂利道で埃高く、また雪が降ると、人の思いはやはり戸数が少なくても通行するには気持ちは同じだろうと、当たり前前の舗装を歩く人たちとなればやはり見えなくなったりね、側溝が、道路幅が見えなくなったり、冬などね、夏には埃が立つということですが、これは簡易舗装なり、それから、または側溝ばかりも蓋をふさぐ

とか、少し狭い、すれ違いもあれでしょうから、そのあたりはどうなのでしょう。側溝でも付けてあげるといくらでも広がるのですが、またはちょっとした簡易舗装ね、こういったものを、そんなにかからないと思うのですが、そのあたり聞かせていただければ、お願いします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道大平線につきましては、先程町長が申しましたように、急勾配であるというのが一番の原因でございまして、そのためにはやはり道路改良工事、舗装、あるいはコンクリート側溝の敷設というのが必要だと思えます。それで、部分的にとということも考えられないわけではないですけども、あそこ全体で約800メートルほどございまして、概算の事業費ですと現在の道路をそのまま改良舗装をした場合、約1億円ぐらいかかるだろうというふうに概算ではじておりますが、いずれ現在、町では中学校の改築に合わせた中学校線、あるいは南側の校門に行く道路の中学校倉町線、あるいはスマートインター絡みの町道佐野線等の大きな道路改良工事を抱えておりますので、現在の財政状況等を考慮しますと、なかなか厳しいという状況でございまして、

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

なお、検討なされまして、やはり地元に住む人たちにとっては同じ思いだと思います。そういう意味で、町の財政もあります。それはそのとおりですが、それらも含めてそれなりの間接的な補修でもいいだろうし、そういうようなところを少し今後考えていただきたいなというふうに思います。

次ですが、東日本大震災の対応ですが、まず先程6番議員が言いました。これは1番も6番もお話しましたね、私の言うところがないのですが、ちょっとその部分の一部だけ、先程の新聞、途中まで読んだ部分の、更にそれに付け加えてお話ししますが、今日の新聞ということでお話ししましたね、放射性物質。これは岩手日報の今日の、9月7日の一関には放射性物質、番組で発言、市長抗議と、こういうことになっているわけですが、先程も町長答弁していたようですが、これをちょっと読むと、一関市の勝部市長は6日、読売テレビ系の番組『たかじんのそこまで言って委員会』で「一関に放射性物質が落ちている、子供は東北の野菜や牛肉を食べたら健康を壊す」などと発言した中部大学ですか、これさっき言った武田邦彦教授のメールで抗議したというふうに載っています。これは番組は4日、午後1時30分から全国ネットで放送されたと。県内では放送されていないが、市は市民からの情報で問題発言であったことを知ったと、こういうことで、東北の野菜とか牛肉を食べたら僕らはどうなるの、一関市には海を通り放射性物質が落ちていると、こういうようなことも述べているということで、いずれ一関市長、勝部市長は抗議したということですが、これについてですが、今、大事なことは、子供は東北の野菜、牛肉を食べたら健康を壊すと、こういうような発言をされたのであって、これに対して町長、もう一度どういふ

うに思いますか。一緒になって抗議したらいかがですか。そういう思いはありますか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

先程、小松代議員の方からも話がありました、いずれこのシーンがちょっと私も見ていないものですから、この新聞記事だけ見れば大変な内容だということは見たら一目瞭然ですから、大変私もこういうふうなところで、最後には発言を取り消すつもりがないというふうなことまできちんとやっているのですね。そこがちょっと私も判断するには、その辺が本当に事実だとすればそれも、あくまでも事実ですから、ただ、その東北の野菜、牛肉を食べたらというのに対して健康壊すというふうなことは、確かに私は思いからすれば、それはきちんとやはり抗議しなければいけないでしょうが、その辺の事実確認をやはりきちんとしないと私の答えというのは、今議員からのご質問に対してはなかなか答えとしては難しいところがあるということを先程申し上げたつもりです。ですので、もう少し私もその辺のシーンをどうか、事実も確認しないとなかなかお答えといえますか、抗議するという部分にはいかないのかと。ただ、思いからすればそういうふうなものを言うこと自体は、ちょっといかがなものかというのは私自身としては今あります。

以上です。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

本当に東北の野菜とか牛肉を食べたら、これ岩手日日でも載っているのですね、角度変えてね。これ、福島第一原発、今日付けですよ、岩手日日も原発事故に関連して、一関の名前を出しながら、東北の野菜と牛肉を食べたら健康を壊すと、これも岩手日日でもあれです。これ、健康害しますということですから勝部市長は会見で地元自治体の市長として強く抗議すると、こういうメールを同教授宛に送ったと、こういうことで岩手日日にも上がっています。これも時間がないですけれども、ただ、本当に大変ですよ、こういう報道されると、やはりそれでなくても、ようやく世界文化遺産だ何だとかこっちに向けて人が入ってきている中に、こういうのを新聞にもこういうような形で上がっているものですから。

ちょっと話変わりますが、私もインターネットで米、新米を予約したいということで、去年より遅れているのですが、この新米も、やはりさっき6番議員が言ったように、その米については今、これは東北岩手農政事務所でやっていますけれども、いずれ検査はいつするのですかという問い合わせなのですね。新米お願いします、検査したのですかと、こういうような注文のお願いですね。これが注文、早く注文を受けて出荷したいのだということだけれども、先程農林振興課長が言ったように予備調査があると、9月4日から16日、検査予定が、これね、10日から16日と、これ農政事務所で各家庭にも農家の方が回っているかと思うのですけれども、いずれこういうことで本調査して暫定規制値が500ベクレルですから、キログラムね、これが規制以下であればいいのですが、規制値を超えると大変なものだということで思っております。こういうよう

な対応ね、今後あれですが、一つ、各農家においても調べようかと、農協だけで分からないから個々に調べたいといったら2キロで2万円かいくらです、持っていくと。米を持って行って、2キロ検査してもらおうと。2キロ2万円か3万円、2万円ちょっと。だから、こういったものを補助したり何なり、補助というか、どうなのかというふうに思いますが、さっき言った放射線量測定器ばかりでなくて、こういうような考え方はいかがかということで、農協ばかりの対応では大変だと、個々にやはり別ルートで、農協を経由するにしても何しても出荷している方々、やはり早く調べたいでしょう。こういうような方に米持って行って、そしてやはり個人でもやられると安心、これは1カ所、2カ所の測定ではなかなか、それではお客さんにとってもやはりそれ証明なるものがあるって初めて安心できるということですが、その辺の考え方、いかがでしょうか。これは補助というのはいかがですか、測定、個人でする場合は、農家個人がする場合に、前向きに、米持って行ってやるという場合、その辺、お伺いします。

議長（青木幸保君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵毅志君）

ただいまの個人が実施した場合の話でございますけれども、これから県が実施するわけでございますけれども、県の本調査の結果に基づいて、それぞれの市町村のサンプルから500ベクレル以上の濃度の数値の米が出た場合は、一つの自治体そっくりが出荷規制がかかるということでございますので、その個々についての試験結果に伴う出荷云々についてはまだ確認してございませんので、この場では答弁しかねるものでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

時間も来て、もう一つ質問したいものですから、では急ぎますが、いずれそういうようなことね、場面によってはそういう対応も必要ではないかということに思います。

それから、先程の調査対象が、例えば放射線の測定ですか、これがサンプルが今のところ、この間、町でやったのは平泉中学校、平泉小学校、長島小学校、二葉きらり園とかね、長島保育所の5カ所、5カ所だけではサンプル足りないのではないかと。やはり安心してもう少しそういったところも密に結果を出していただきたいというふうに思います。これはお願いですが、これは回答ありませんが、次に水道管の敷設ですが、水道管の末端部までの補助金というのは、これは町長のお答えでは変える気持ちがなくて、末端部の2戸、末端部というのは、要するに一番奥の手前までしか補助金見ないよということですね。戸河内であれば戸河内の一番奥、2戸あったとすれば奥から一つの手前までしか見ないということですが、それで、ほかの市町村ではこういうものに補助金出すところあるのですよ。この間、達谷でも奥の方で500メートルぐらいで500万円もかかると、では新しい家もう1軒建ててもらったらいいのではないかと、そうすると末端部なくなるのだからというような、そんな話もしてあれですが、いずれ、その水道管の上水道にし

でも簡易水道にしても、奥州市では個別に補助金を交付しているというのですよ。これはあとで見てもらえばいいですがね。金ヶ崎町でも問い合わせしました。胆江広域水道企業団を設立して、現在、奥州金ヶ崎事務組合は水道管を敷設していると。金ヶ崎町内は宅地造成を除き公道には末端まで敷設していると、こういうことですよ。これは胆沢。それから住田町、これも現在の補助基準により公道に敷設するものは末端部まで、なお山間部においては1地区の農水省補助の営農飲雑用水施設設備事業を行っているが、そちらは末端2戸までとしているが、そのほか、いずれ上水道区域はなしということで、現在は末端まで補助していると、こういうことでございます。あとでその辺も調べながら、やはり気の毒ですよ、末端部、奥の方まで昔からの家が、水道管が手前で終わりだ、公道に水道管を入れて、今の環境問題視されるのに井戸水など大腸菌のあるような井戸水、そういったものを飲むということではなくて、やはり今のせっかくの上水道いつているのですから、それはやはり使わせてやるという、そういった考え方を、全部でなくても、でなければ一部なり何なりの補助金も考えてはいいのではないかというふうな、その辺、町長お伺いします。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

末端2戸のところまで配水管が敷設されているという理由は、先程町長がお話しましたように、簡易水道事業の補助事業の要綱に基づいてそういう考えで進めたというような経過でございます。いずれにしても、現在まで町の方では配水管については町、給水管については給水を受ける受益者が負担するという大原則で進めて参りましたので、これを変えるということになりますと今までの経過で引いた方々のこともありますし、あとは財政的な問題もございますので、慎重に検討していく必要があるというふうには考えております。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

時間も迫ってきています。だからですが、これね、今、奥州市、金ヶ崎、住田の例をお話しました。平泉でも名目の補助対象、工事の名目が違ったかと、長島の平成12年あたりは、これ営農飲雑用水か何かの形で補助金を使ってやっておったということですが、そういうふうに私は聞いていますが、そのあたりはあったのですか、どうなのでしょう。長島の方の分で東稲の下のあたり、その辺で聞いておりますが、それいかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程申しましたように、水道事業についてはそういう経過で敷設したということでございますし、農業飲雑用水についての経過については、大変すいませんが、私のところでは把握しておりません。

議 長（青木幸保君）

2 番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

それでは、そういう、いや、これからの住宅など造成されたなんていう中で、やはり末端部、1戸の家だけが全然自己負担だと、給水、公道に入る部分だけ、道路に入る部分ぐらいはどうかというふうに思うので、そこら辺をさっき検討、鳥畑建設水道課長も検討してみましようということですが、是非そのあたりも多方面からも、いろんな面からも考えて、是非そういうもので考えていただければありがたいものだというふうに思います。地域にとって、これは大平の末端部も、大平って8区の戸河内にしても瀬原にしても赤部にしても、いろいろ今までやられた経過というのはいろいろあるかと思うのだけれども、やはりそれらも参考にして、いくらでも、一気に変えられないというのであれば少しでも補助金を徐々にでも出してあげる方向を検討して、是非前向きな検討をしていただきたいというふうに思います。先程検討するというものですから、それは一つお願いしまして、私の質問に変えさせていただきます。

大変、ご清聴ありがとうございました。

これで終わります。

議 長（青木幸保君）

これで阿部正人議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

---

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日8日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後4時30分



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 阿 部 正 人

同 高 橋 幸 喜